

世羅町国土強靱化地域計画

令和3年3月

世 羅 町

目 次

第1章 基本的考え方等	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	4
3 計画の推進期間	5
4 目標	5
(1)基本目標	5
(2)想定するリスク及び事前に備えるべき目標	5
5 世羅町の自然的条件及び主な災害	6
(1)地勢	6
(2)気候	6
(3)社会的条件	7
(4)戦後の主な自然災害	10
(5)広島県地震被害想定調査	12
第2章 脆弱性評価	14
1 想定するリスク	14
2 施策分野	14
3 「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)	15
4 脆弱性評価の結果	16
第3章 今後の施策	17
第4章 施策の重点化	54
1 重点化の考え方	54
2 重点化する施策	55
第5章 計画の進捗管理	56

【参考】

- 「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価
- 用語集

第1章 基本的考え方等

1 計画策定の背景

我が国においては、地理的・自然的な特性から、これまで多くの大規模自然災害などによる被害を受け、更には、21世紀前半に南海トラフ沿いでの大規模な地震の発生が懸念されることに加え、台風の大型化・強大化などによる大規模自然災害などが発生するおそれが指摘されている。

こうした中、国は、このような大規模自然災害などから、国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つであるとし、限られた財源の中で、今すぐにでも発生し得る大規模自然災害に備えて、早急に防災・減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害などに対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して、大規模自然災害などに強い風土及び地域を作ることや、自らの生命及び生活を守ることができるよう、地域住民の力を向上させることが必要であることなどの基本的な考え方に基づき、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）を制定した。

その後、同法に基づき、いかなる災害などが発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

を基本目標とした上で、

- ①強靱性を損なう本質的原因の吟味を行うことなどの取り組み姿勢
- ②災害リスクや地域の状況などに応じた適切な施策の組み合わせ
- ③社会資本の老朽化などを踏まえることや、限られた財源などを考慮した施策の重点化など、効率的な施策の推進
- ④要配慮者への十分な配慮など、地域の特性に応じた施策の推進

の4つを、国土強靱化を推進する上での基本的な方針とし、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進するため、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下、「国の基本計画」という。）を閣議決定した。

また、平成30年12月には、国の基本計画策定後に発生した災害から得られた

貴重な教訓や社会経済情勢の変化などを踏まえて、国の基本計画の見直しを行い、国土強靱化に向けた取り組みの加速化・深化を図ることとしている。

参考 国土強靱化を推進する上での基本的な方針（国の基本計画）

（1）国土強靱化の取り組み姿勢

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取り組みにあたること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とE B P M（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取り組みにあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システムの視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

（2）適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況などに応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組みあわせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災などの効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（3）効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少などに起因する国民の需要の変化、気候変動などによる気象の変化、社会資本の老朽化などを踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫ 施設などの効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯ 女性、高齢者、子供、障害者、外国人などに十分配慮して施策を講じること。
- ⑰ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

2 計画策定の趣旨

世羅町国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)は、国土強靱化基本法第13条に基づいて策定するものであり、現在進めている防災・減災対策の取り組みを念頭においた上で、今後の本町の強靱化に関する施策を国全体の国土強靱化政策や広島県の強靱化地域計画との調和を図りながら、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するための指針として策定するものである。

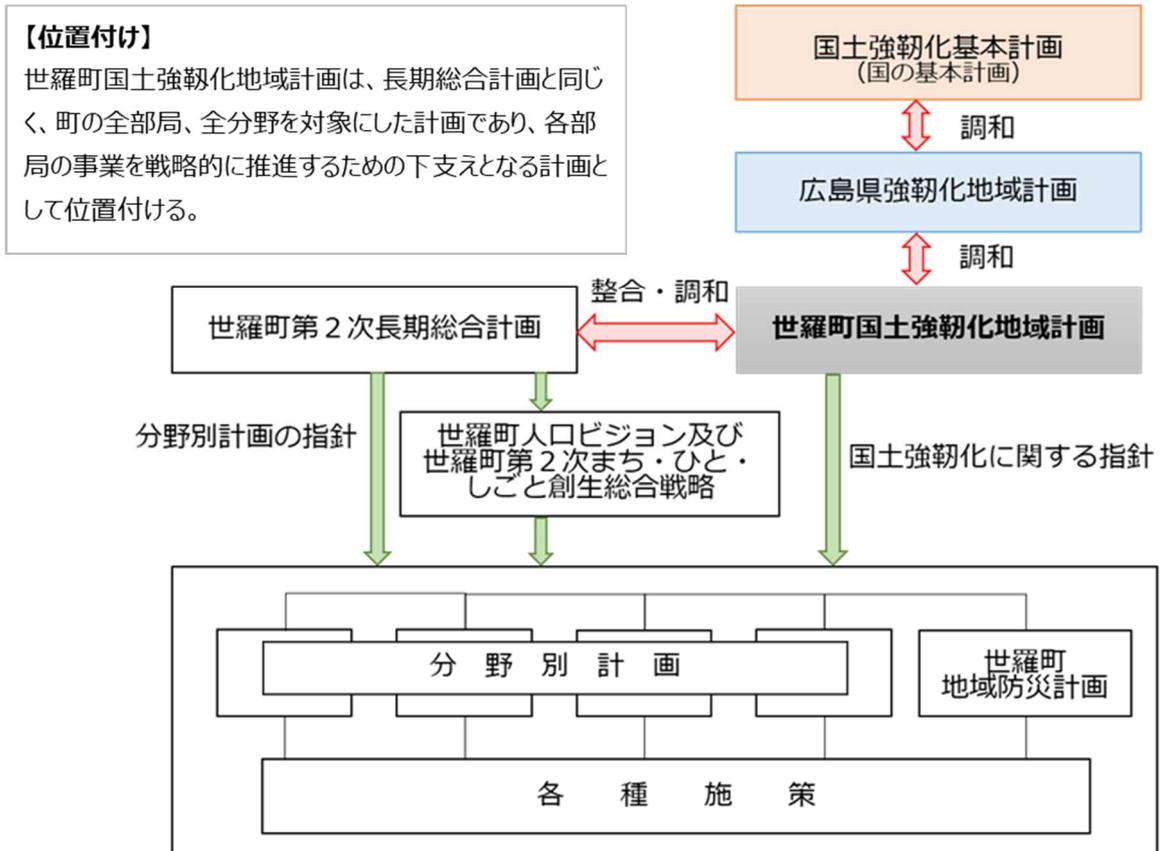


図 1.1 本計画と国・県の強靱化計画の関係

※「国土強靱化基本法」

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画などの指針となるべきものとして定めることができる。

3 計画の推進期間

本計画の推進期間は、令和3年度から令和7年度まで（5年間）とする。

4 目標

本計画は、「国土強靱化基本法」第14条に基づき、国の基本計画と調和を保つ必要があること、また、同計画の策定に関する国の指針において、目標は、原則として、国や県の基本計画に即して設定することとされていることを踏まえ、広島県の基本計画と同一の目標を設定する。

(1)基本目標

大規模自然災害発生後における適切な対応のための防災・減災の取り組み方針を次のとおりとする。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④迅速な復旧復興に資すること

(2)想定するリスク及び事前に備えるべき目標

想定するリスクを「大規模自然災害」（第2章の1を参照）とし、事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

5 世羅町の自然的条件及び主な災害

本計画における「想定するリスク」、「脆弱性評価」及び「今後の施策」にかかわる、本町の地勢、気候、町域に係る現況及び戦後の主な自然災害については、次のとおりである。

(1)地勢

本町の地形は、「世羅台地」と呼ばれる標高 350~450mの台地を形成し、瀬戸内海へ流れる芦田川水系と、日本海へ流れる江の川水系の分水嶺となっている。

地質は、主として花崗岩系に属しているが、玄武岩の露出した山もあり、雨水の貯留作用が乏しく、多雨に際しては洪水を起こしやすい地質である。

(2)気候

本町は、年平均気温は約 13℃、年間降水量は約 1,300 mmで、広島市より年平均気温が 3~4℃低く、年間降水量が 200 mm程度少なくなっている。

本町は内陸部に位置するため、瀬戸内海沿岸地帯と比較して気温が低く、昼夜の温度差が大きい気象条件は、農産物の生育に適している。

雪については、おおむね 12 月上旬に初雪を見るが、本格的な降雪は 1 月上旬ごろからで、終雪は 3 月上旬ごろである。過去の最深積雪は昭和 25 年に記録した 58 cm であるが、近年の傾向として積雪量は減少している。

(3)社会的条件

1) 人口と世帯数

平成27年の国勢調査によると、人口は16,337人、世帯数は6,242世帯、1世帯あたりの人口は2.62人となっている。人口は昭和40年の27,028人から一貫して減少している。

平成27年の年齢構成は、年少人口（0～14歳）比が10.8%、老年人口（65歳以上）比が39.9%で、広島県平均や全国平均より少子高齢化が進んでおり、特に高齢化率は10ポイント以上高い状況にある。

表 1.1 年齢3区分別人口の推移と将来推計

		実績値	推 計 値									
		平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
人口 (人)	総人口	16,337	15,082	13,822	12,617	11,469	10,304	9,173	8,129	7,200	6,362	5,553
	年少人口 (0～14歳)	1,776	1,553	1,335	1,147	971	820	700	605	531	462	398
	生産年齢人口 (15～64歳)	7,956	6,943	6,028	5,352	4,867	4,202	3,544	3,038	2,631	2,294	2,034
	老年人口 (65歳以上)	6,605	6,585	6,458	6,118	5,631	5,282	4,929	4,486	4,038	3,606	3,121
割合 (%)	年少人口 (0～14歳)	10.9	10.3	9.7	9.1	8.5	8.0	7.6	7.4	7.4	7.3	7.2
	生産年齢人口 (15～64歳)	48.7	46.0	43.6	42.4	42.4	40.8	38.6	37.4	36.5	36.1	36.6
	老年人口 (65歳以上)	40.4	43.7	46.7	48.5	49.1	51.3	53.7	55.2	56.1	56.7	56.2

資料：平成27年(2015年)までは国勢調査実測値、令和2年(2020年)以降は社人研推計値

2) 就業人口

就業人口は、広島県平均に比べ、第一次産業の占める割合が大きく、第三次産業の占める割合が低いのが特徴であるが、近年は第一次、第二次産業就業者が減少し、第三次産業就業者が増加している。

産業別就業人口の年齢構成は、ほとんどの産業で50歳以上が半数以上を占め、20歳代は10%前後であり、どの産業も就業者の高齢化が進んでいる。

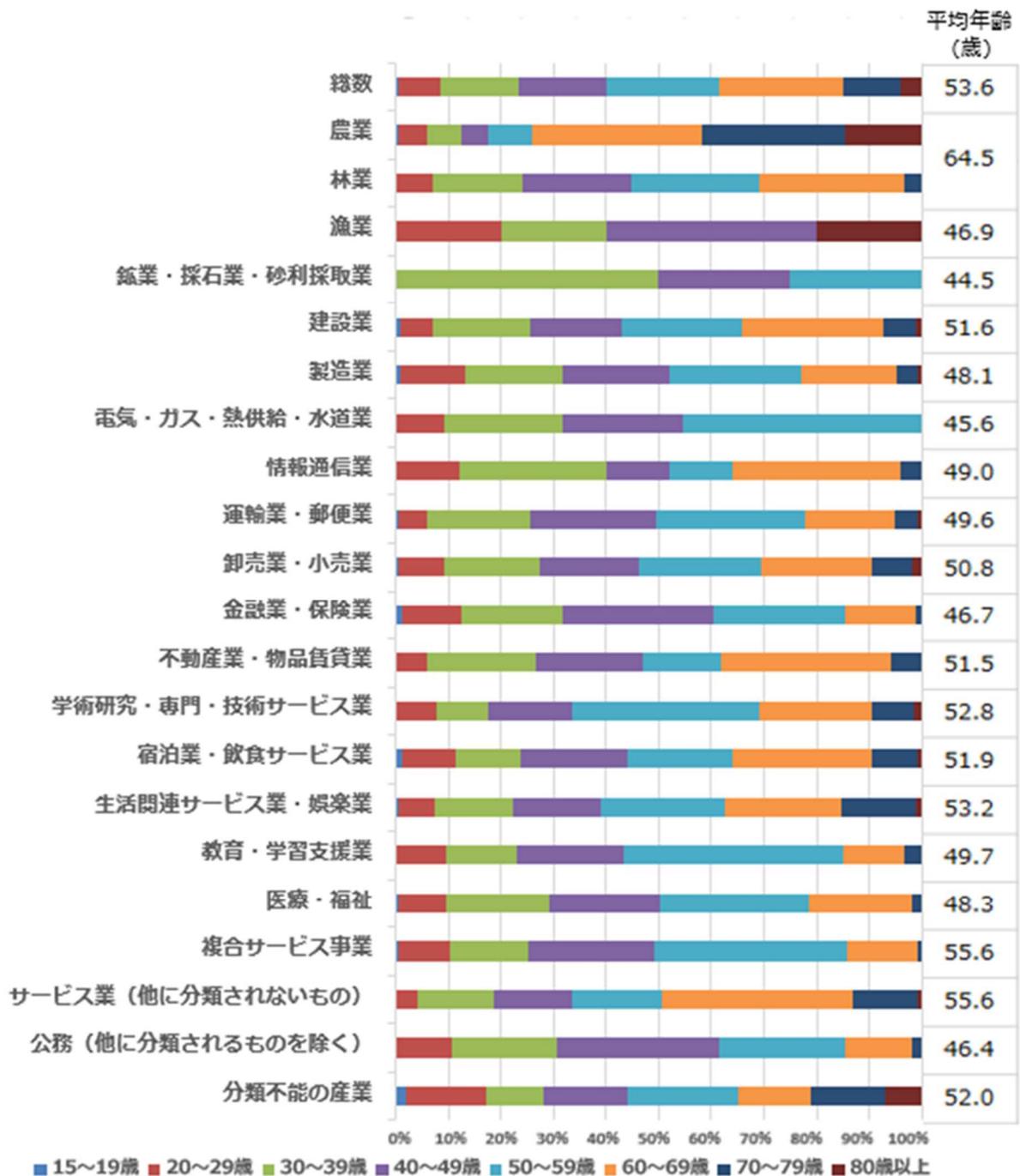


図 1.2 産業別就業人口の年齢構成（平成 27 年（2015 年））

資料：「国勢調査（平成 27 年（2015 年）10 月 1 日）」総務省

3) 産業

本町は、稲作のみならず、内陸性の気候を活用した梨・アスパラガスなどに代表される果樹・野菜、畜産、花きなど、高品質で多様な農産物の生産により、県内の主要な農業地域として発展してきた。

農業産出額は約 120 億円で県全体の 1 割近くを占めており、県内の農業生産の状況が厳しくなるなか、主要農業地域としての本町の重要性は益々高まっている。一

方で、担い手の高齢化や後継者不足などの状況が顕著となっており、新規就農者の確保や集落型農業法人などの担い手の育成、経営の組織化・効率化が課題となっている。

観光面では、観光農園に代表される、豊かな自然を背景とした体験観光の資源に恵まれており、また、スポーツ・レクリエーション、温泉などが楽しめる滞在型の観光施設も複数存在し、甲山いきいき村などの特産品販売施設などもある。このような観光資源を活用したイベントも近年盛んに行われ、本町を訪れる観光客の数は、年間約 200 万人となっている。

本町は、大田庄を中心に繁栄した歴史・文化の宝庫であり、木造十一面観音立像などの国指定の重要文化財 5 件をはじめ、優れた文化財を有しており、こうした豊かな自然・歴史・文化は、町の貴重な財産となっている。

4) 交通

ア 道路

役場本庁舎がある市街地には国道 184 号、432 号、主要地方道三原東城線が、せらにし支所がある小国地域では主要地方道世羅甲田線・吉舎豊栄線・三次大和線がそれぞれ放射線状に通っている。

このほか、主要道路としては、町のほぼ中央を東西に横断する世羅高原ふれあいロードがあり、道路沿いには近年、豊富な土地資源である山林原野を農地開発して、大規模な営農団地を形成する国営・県営農地開発事業が展開されて、梨などの特産品を生産する大規模な農業団地や施設が集積している。

また、中国横断自動車道尾道松江線、同線と広島空港や山陽自動車道を相互連絡する広島中央フライトロードの整備など、本町を取り巻く主要道路網の整備は着実に進んでいる。

イ 鉄道・バス

鉄道については、JR 福塩線が本町の東部を横断しており、町内唯一の駅である備後三川駅により府中、福山及び三次方面と結ばれているが、利用者の減少により、運行頻度も減少傾向にある。

バスについては、路線バスとして中国バス、芸陽バス、十番交通があり、町内をはじめ尾道、三原、三次などの各方面を結んでいる。バスは、通勤、通学、通院などの住民の貴重な交通手段となっているが、人口減少などの影響によりバス交通を取り巻く経営環境が厳しくなっている。

また、高速バスとして、広島交通と中国バスの運行によるピースライナーが運行されており、広島バスセンターと甲山営業所を約 1 時間半で結んでいる。

このほか、本町はデマンド交通システムにより利用者のニーズにあわせた運行を行っている。

(4)戦後の主な自然災害

ア 風水害（水害，土砂災害）

本町の災害のうち、昭和35年7月の水害では家屋3棟流出の被害が発生し、また、昭和40年5月の山林火災（川尻地区）では焼失面積350haの大きな被害を受けた。

近年では、平成22年7月の集中豪雨（ピーク雨量101mm（7/14 5:00～10:00の5時間））に伴い芦田川がはん濫危険水位（2.70m）を超過し、これによって道路、河川、農地、山林などの計367件（被害額600,169千円）の被害が出ている。県土の約7割を山地が占めており、土砂災害警戒区域は約4万8,000箇所（令和2年6月）と全国最多であるという地形条件に加え、地質が、風化の進んだ崩れやすい花崗岩（マサ土）や流紋岩などで構成されていることから、梅雨や台風による集中豪雨などによって、これまで多くの土砂災害が発生している。

表 1.2 広島県内の主な風水害

災害名(発生年)	概要
枕崎台風 (昭和20年)	台風襲来前から前線の影響で連日降雨があり、加えてこの台風による大雨があったため、堤防決壊、土石流などが発生した。この台風による死者総数は、広島県全体で2,012人にも上った。
ルース台風 (昭和26年)	台風上陸時に前線を伴ったため、前線と台風の影響から大雨となり、広島県内各地で堤防の決壊、溢流があった。また、強風を伴っていたことから、高潮による被害も発生した。この台風による県内の死者総数は166人にも上った。
昭和42年7月豪雨災害 (昭和42年)	台風の影響を受けた前線が活発化し、呉市で急激に強い雨が降り、呉測候所開設以来の豪雨に見舞われた。これにより、土砂災害に脆弱な地形・地質の呉市では、山崩れ、崖崩れ、土石流、河川の決壊・氾濫が発生し、死者159人の大災害となった。
昭和47年7月豪雨災害 (昭和47年)	梅雨前線の影響による豪雨は、県北部一帯で500ミリ以上と記録的な大雨となり、県北部を中心に県下全域で河川の氾濫、崖崩れなどが発生した。この豪雨による死者・行方不明者は39人にも上ったほか、住家の被害19,208棟を始め、農林地・公共施設などにも大きな被害が生じた。
県北西部豪雨災害 (昭和63年)	前線の影響で県北西部が局地的な大雨となった。これにより、土石流災害が発生し、死傷者25人にも及ぶ被害が発生した。
台風第19号 (平成3年)	広島市での最大瞬間風速が広島地方気象台観測史上第1位の58.9m/Sを記録した。強風と高潮による被害は県内全域に及び、飛来物による被災などで6人が死亡し、49人が重軽傷を負った。また、住家の被害は、全壊50棟、半壊442棟、一部損壊22,661棟、床上浸水3,005棟、床下浸水9,162棟にも及ぶ甚大な被害が生じた。
6.29広島土砂災害 (平成11年)	断続的な雨が数日間続いた後の雷を伴った激しい雨が引き金となり、山崩れ、がけ崩れ、河川の氾濫、土石流などが多数発生した。この災害では、県内の南西部を中心に、死者及び行方不明者が32人、住家の被害が4,516棟にも及ぶなど、甚大な被害が生じた。
台風第18号 (平成16年)	1週間前の台風第16号による雨で地盤が緩んでいたため、県西部を中心とした大雨により多数の土砂災害が発生した。また、台風の接近と満潮時刻が重なったことから、南よりの暴風による吹き寄せ効果や、高波と異常潮位が加わり、

災害名(発生前)	概要
	県西部を中心に甚大な被害が発生した。人的被害は死者5人、負傷者142人で、住家の被害は、全壊・半壊231棟、一部損壊16,582棟、床上・床下浸水3,988棟にも及ぶなど、甚大な被害が生じた。
平成22年7月豪雨災害(平成22年)	活発な梅雨前線による激しい雨が引き金となり、山崩れ、がけ崩れ、河川の氾濫、土石流などが多数発生した。人的被害は、死者5人、負傷者6人で、住家の被害は1,787棟にも及ぶなど、甚大な被害が発生した。
平成26年8月豪雨災害(平成26年)	前夜から県南西部を中心に降り出したやや強い雨が、8月20日未明から激しくなり、広島市安佐南区及び安佐北区において2時から4時までの2時間に200ミリを超える猛烈な雨となり、大規模な土石流や堤防の崩壊が生じた。広島市における人的被害は、死者77人、負傷者68人で、建物(住家)被害は4,749棟に上り、また、道路、橋梁、河川堤防など公共土木施設の被害も1,333件に上る甚大な被害となった。
平成30年7月豪雨災害(平成30年)	7月上旬、梅雨前線が日本付近に停滞し、台風第7号からの非常に湿った空気が供給され続けたため、大雨となりやすい状況となり、特に6日から7日にかけては雨が強まり、広島県では初となる大雨特別警報が発令された。3日から8日にかけての累積雨量は、多いところで676ミリに達するなど、7月の過去の最大月間降水量を超える雨量をわずか6日間で記録し、これまでに経験したことのないような記録的な大雨となり、多くの人的被害や家屋、インフラといった物的損害など、戦後最大級の被害がもたらされた。人的被害は、死者149人、行方不明者5人、負傷者147人、建物(住家)被害は15,694棟、また、道路、橋梁、河川堤防など公共土木施設の被害も5,887件に上る甚大な被害が発生した。

イ 地震

広島県においても、地震のタイプにより異なるものの、周期的に発生する地震により被害を受けてきた。

更に、東日本大震災(平成23年3月)を踏まえた最新の科学的知見に基づき、広島県が取りまとめた「広島県地震被害想定調査報告書」(平成25年10月)では、南海トラフ地震などが発生した場合、被害が甚大となることが想定されている。

表 1.3 広島県内で被害が発生した主な地震災害

地震名(発生前)	概要
南海地震(昭和21年)	マグニチュード8.0の地震で、全国の被害は、死者・行方不明者が1,443人に上った。広島県内では3人がけがをし、全壊49戸、半壊74戸の被害が発生した。
平成12年鳥取県西部地震(平成12年)	マグニチュード7.3の地震で、広島県内では強いところで震度4を観測した。この地震により、県内では住家6棟が一部破損した。
平成13年芸予地震(平成13年)	マグニチュード6.7で、県内では強いところで震度6弱を記録した。この地震により、死者1人、重軽傷者193人、住家は、全壊65棟、半壊688棟、一部損壊36,545棟の被害が生じた。

(5) 広島県地震被害想定調査

平成 23 年 3 月の東日本大震災を踏まえた最新の科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を検討し、平成 25 年 10 月に「広島県地震被害想定調査報告書」(以下、「県地震被害想定」という。)を取りまとめた。

表 1.4 南海トラフ地震被害想定の結果概要 (県地震被害想定から抜粋)

※端数処理の関係で表の合計が一致しない場合がある。

・土砂災害

危険度ランクが高い箇所		
①急傾斜	②地すべり	③山腹崩壊
54 箇所	2 箇所	52 箇所

・建物被害

全壊の主な原因	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数 ※1
液状化	3,416 棟	13,631 棟	18 棟

・人的被害

死傷者数が最大となる発災季節・時間	死傷者の主な原因	死者数 ※2	負傷者数 ※2	重傷者数 (負傷者の内数) ※2
冬・深夜	建物倒壊	70 人	1,896 人	107 人

・ライフライン施設被害

上水道 (1日後の断水人口) ※1	下水道 (1日後の機能支障人口) ※1	電力 (直後の停電軒数) ※1	通信 (直後の固定電話不通回線数) ※1	ガス (1日後の供給停止戸数) ※1
15,143 人	105,558 人	5,962	3,603	0

・交通施設被害

道路 (被害箇所数)	鉄道 (被害箇所数)	港湾 (揺れによる被害箇所数)
499 箇所	206 箇所	65 箇所

・生活支障

避難所避難者数 (当日・1日後) ※1	帰宅困難者数 ※3	食料の不足量 (当日・1日後) ※1	仮設トイレの不足量 (当日・1日後) ※1	医療機能支障 (医療需要過不足数) (<0:不足) ※2
4,022 人	100,234 人	309,420 食	-497 基	31,232

・災害廃棄物

災害廃棄物発生量	
可燃物 ※1	不燃物 ※1
5.83 万 t	20.39 万 t

表 1.4 南海トラフ地震被害想定の結果概要（県地震被害想定から抜粋）（つづき）

※端数処理の関係で表の合計が一致しない場合がある。

・その他施設など被害

エレベーター内 閉じこめ者数※4	道路閉塞（幅員 13m未満） 道路リンク 10～50%以下	災害時要援護者 （当日・1日後）※1	危険物施設の 被害箇所数
32人	0.10%	823人	7箇所

文化財の 被害件数※1	孤立集落 （集落）	ため池（災害発生 の危険性が高いた め池の箇所数）	重要施設（使用に支障のある施設数）※1		
			①災害対策本部 など	②避難拠点施設	③医療施設
1件	0	2箇所	5棟	49棟	5棟

・経済被害

直接被害 ※1	間接被害 ※1	合計
9,299 億円	7,427 億円	16,726 億円

※1：冬 18時、風速 11m/s

※2：冬 深夜、風速 11m/s

※3：昼 12時

※4：朝 7時～8時

ウ 雪害

広島県においては、昭和 37 年から 38 年にかけて前例のない記録的な大雪に見舞われた。その後、県北部地帯の 6 市町が豪雪地帯に指定されている。

表 1.5 広島県内の主な雪害

災害名(発生年)	概 要
昭和 38 年 1 月豪雪 (昭和 38 年)	昭和 37 年 12 月から降り始めた降雪により、特に県北部地帯の積雪量は平均 4 m に達した。長期間にわたる交通の途絶、通信回線の故障により孤立地帯が続出し、その数は 15 町村に及んだ。人的被害は死者 7 人、負傷者 22 人、住家の被害は全壊 64 棟、半壊 73 棟に及ぶなど甚大な被害が発生した。
平成 17 年 12 月大雪 (平成 17 年)	平成 17 年 12 月は冬型の気圧配置が続き雪の降る日が多く、特に 17 日から 18 日にかけては日本海の上空 5,000m にマイナス 42 度以下の非常に強い寒気が流れ込んだため、日本海で発生した雪雲が山陰側から広島県に流れ込み、大雪となった。さらに 21 日には、低気圧が発達しながら日本海を通った後、強い冬型の気圧配置となり、県北部を中心に大雪となった。16 日から 31 日までの大雪による被害は、人的被害が死者 3 人、負傷者 27 人、住家の被害が 237 棟に及ぶなど甚大な被害が発生した。

第2章 脆弱性評価

基本目標の実現に向け、本町の強靱化の推進を図る上で必要となる今後の施策を明らかにするため、国土強靱化地域計画の策定に関する国の指針に示された枠組み及び手順を参考に、想定するリスクに対する脆弱性について評価を行った。

1 想定するリスク

国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、大規模事故やテロなども含めたあらゆる事象が想定され得るが、南海トラフ地震などが遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていること、大規模自然災害は一度発生すれば、国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、国の基本計画においては、「大規模自然災害」を想定するリスクとしている。

本計画においても、国の基本計画との調和を保つこと及び過去の風水害や地震などにより県内に甚大な被害が生じてきたことなどを考慮し、想定するリスクを「大規模自然災害」とする。

2 施策分野

本町の強靱化に向けた取り組みを推進していくための施策分野については、国の基本計画における施策分野（12の個別施策分野と5の横断的分野）を参考とし、次のとおり設定する。

個別施策分野（9分野）	
①行政機能/警察・消防/防災教育等	⑥交通・物流
②住宅・都市	⑦町域保全
③保健医療・福祉	⑧環境
④情報通信	⑨土地利用（国土利用）
⑤産業構造	

横断的分野（4分野）
①リスクコミュニケーション
②人材育成
③官民連携
④老朽化対策

3 「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)

8つの「事前に備えるべき目標」(第1章の4の(2))の妨げとなる事態として、国の基本計画で設定された45の事態を参考に、本町の実情も踏まえ、次のとおり、大規模自然災害発生時における30の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定する。

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	記載頁
目標1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による死傷者の発生	17
	1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	20
	1-3 大規模な土砂災害等による死傷者の発生	21
目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難者生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	23
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	25
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	26
	2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	27
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	28
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	29
目標3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下	32
目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	34
	4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	35
目標5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下	36
	5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	37

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	記載頁
	5-3 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	38
	5-4 食料等の安定供給の停滞	39
目標6 ライフライン、燃料供給 関連施設、交通ネットワ ーク等の被害を最小限 に留めるとともに、早期 に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備） や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間に わたる機能の停止	40
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	41
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	42
	6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通 インフラの長期間にわたる機能停止	43
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	44
目標7 制御不能な複合災害・二 次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による 死傷者の発生	45
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物 の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	46
	7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機 能不全や堆積した土砂等の流出による死傷者の 発生	47
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	48
	7-5 農地・森林等の被害による町土の荒廃	49
目標8 地域社会・経済が迅速か つ従前より強靱な姿で 復興できる条件を整備 する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞によ り復興が大幅に遅れる事態	50
	8-2 復興を支える人材等の不足や基幹インフラの 損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等に より復興できなくなる事態	51
	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュ ニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態	52
	8-4 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量 の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響	53

4 脆弱性評価の結果

第2章の3で設定した「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）に対する脆弱性について、別紙『「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価』のとおり評価した。

第3章 今後の施策

～「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を回避するために～

第2章の4の脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を回避するための本町の強靱化に向けた「今後の施策」について、リスクシナリオごとに掲げた。

目標1

直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ1-1

住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による死傷者の発生

住宅・建築物などの耐震化

- 大規模地震発生時において倒壊により死傷者が発生する恐れがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に係る広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物について耐震化を促進する。[建設課]
- 町、県及び関係団体などが連携して、町内の住宅・建築物の耐震化を計画的に促進する。[建設課]
- 町有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取り組みなどに基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る。[財政課・建設課]
- 病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築など）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。[健康保険課]
- 社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築など）などを踏まえながら、耐震化を促進する。[福祉課]

建築物などの老朽化対策

- 町有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取り組みなどに基づき、今後も継続的な利用を行う施設について中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を進める。[財政課]

公共土木施設などの老朽化対策

- 個別施設計画に基づき、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取り組みを推進する。[建設課]
- 維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントを推進する。[建

設課]

地震防災対策

- 町の災害時の対処能力の向上を図るため、関係機関などと連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。[総務課]

消防団・自主防災組織の充実・強化

- 消防団については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、消防団応援店事業の広報など、地域で消防団を支える機運の醸成に取り組む。[総務課]
- 三原市消防本部や自主防災組織などと連携した活動の推進により災害対応能力の向上を図る。[総務課]
- 防災リーダー養成及び技能向上に引き続き県と連携して取り組み、自主防災組織の活性化や設立の促進を図る。[総務課]
- 県と連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。[総務課]

災害に強い道路ネットワークの構築

- 災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークにおける法面对策や橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。[建設課]
- 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。[建設課]

市街地での防災機能の確保など

- 地震・火災などの災害時に、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。[建設課]

耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上

- 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取り組みを推進する。[建設課]

既存建築物などの総合的な安全対策

- 既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀などの安全対策、屋外広告物などの落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止などの取り組みを県と連携を図りながら推進する。[建設課]
- 管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊などによる危害を防ぐた

め、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を推進する。[建設課]

- 県と連携して通学路沿いなどをパトロールし、倒壊などの危険があると思われるブロック塀の所有者に指導を行うことなどによりブロック塀の安全対策を推進する。[建設課]

家具固定の促進

- 現行の「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画」の計画期間が令和2年度末で終了することから、県の次期行動計画（計画期間:令和3年度～7年度）の策定に合わせ、家具固定の促進を図る。[総務課]

その他

- 町域の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、「広島県土地利用基本計画」（平成30年3月改定）に基づき、町域の有効利用や利用の質的向上、持続可能な町域管理の実施などに関する施策を引き続き関係課で実施する。[企画課]
- 立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの低い区域への居住誘導を検討するとともに町民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取り組みを県と連携を図りながら推進する。[建設課]

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
消防団員数	645人 (R3.1.1)	650人
自主防災組織の組織率	72%	100%
健全度Ⅲ以上の橋梁・トンネルの箇所数	橋梁 23橋 トンネル 2本	橋梁 5橋 トンネル 0本

リスクシナリオ1-2

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

浸水想定区域図の作成など

- 町民が洪水における危険箇所などを知り、洪水時の円滑かつ迅速な避難を行うため、洪水に関する防災情報を提供する「洪水ポータルひろしま」の普及拡大を推進する。[建設課]
- 県が指定し、見直しをする河川の氾濫による洪水想定区域を町民に周知するため、土砂災害ハザードマップ内に洪水想定区域の更新を更新し公表する。[総務課]
- 「広島県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月策定）、「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」（令和元年5月）、「世羅町災害廃棄物処理計画」（令和2年3月）を基に、県が開催する研修・図上訓練に継続的に参加するとともに、処理計画を必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が行われるよう取り組む。[町民課]

災害廃棄物処理計画に基づく対応

- 広島県などからの助言を基に、災害廃棄物を迅速かつ適正に実施できる体制を整備する。[町民課・上下水道課]

浄化槽対策

- 県や指定検査機関などと連携して浄化槽台帳の精度向上を図り、県の技術的な支援・助言を受けながら県統一の浄化槽台帳の整理などを着実に進行。[上下水道課]

その他

- 町域の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、「広島県土地利用基本計画」（平成30年3月改定）に基づき、町域の有効利用や利用の質的向上、持続可能な町域管理の実施などに関する施策を引き続き関係課で実施する。（再掲）[企画課]

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
土砂災害ハザードマップへの洪水想定区域の表示	現在の洪水想定区域の表示	洪水想定区域の見直し
県統一の浄化槽台帳の整備	未整備	整備

リスクシナリオ1-3

大規模な土砂災害等による死傷者の発生

土砂災害や山地災害の対策施設の整備

- 県が新たに策定する「ひろしま砂防アクションプラン 2021」に基づき、国及び県の事業と連携を図りながら、ハード・ソフト対策が一体となった土砂災害対策を推進する。[建設課]
- 人的被害の発生を防ぐため、地域からの情報や点検などにより山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握に努め、事業主体である広島県と連携を図り、治山施設の効果的な配置について早期事業化に取り組んでいく。[産業振興課・建設課]

土砂災害警戒区域などの指定

- 今後も将来にわたって指定効果が継続し、災害リスクが正しく認識できるよう、小学校区ごとに「土砂災害警戒区域等を示した標識」を設置する県事業に協力するなど、連携して土砂災害警戒区域などの認知度の向上を図る取り組みを推進する。[総務課]
- がけ地近接等危険住宅移転事業による土砂災害の危険性のある区域からの移転や、建築物土砂災害対策改修促進事業により特別警戒区域内の住宅・建築物の補強について、町民の自助の取り組みを支援していく。[建設課]

災害廃棄物処理計画に基づく対応

- 「広島県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月策定）、「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」（令和元年5月）、「世羅町災害廃棄物処理計画」（令和2年3月）を基に、県が開催する研修・図上訓練に継続的に参加するとともに、処理計画を必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が行われるよう取り組む。（再掲）[町民課]

その他

- 町域の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、「広島県土地利用基本計画」（平成30年3月改定）に基づき、町域の有効利用や利用の質的向上、持続可能な町域管理の実施などに関する施策を引き続き関係課で実施する。（再掲）[企画課]
- 立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの低い区域への居住誘導を検討するとともに、町民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取り組みを県と連携を図りながら推進する。（再掲）[建設課]

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
土砂災害ハザードマップの作成・公表	全地区の作成・公表	全地区の更新・公表

目標2**救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する****リスクシナリオ2-1**

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

物資調達・供給の連携体制の整備

- 災害時には、交通機関の途絶などにより生活関連商品などの確保が困難になることが予想されるため、県や備後圏域の自治体と締結している災害時相互応援に関する協定に基づき、生活関連商品などを安定確保する。[総務課]
- 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体などと災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業などに対し災害時の物資供給体制の確保などについて引き続き働きかけを行う。[総務課]
- 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、県と石油商業組合において、石油供給協定を締結しているため、具体的な要請、配送・給油手順などの方策を検討する。[総務課]

非常用物資の備蓄の推進

- 応急用の町備蓄物資や民間備蓄との連携などによる町全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について定期的な見直しを行う。[総務課・健康保険課]

水道管の耐震化など供給体制の強化

- 町内の水道事業者などに対し、耐震化計画を策定し、耐震化を推進することなどについて、引き続き指導・助言を行う。また、広島県水道広域連携が予定されているため、全体として強化されるように、地域に応じた危機管理体制の維持を推進する。[上下水道課]
- 水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため計画的に更新・耐震化を推進するとともに、県が策定した「広島県水道広域連携推進方針」（令和2年6月）に基づき、事業計画を策定し、着実な取り組みを進めていく。[上下水道課]

緊急輸送網の確保

- 災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークにおける法面对策や橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。(再掲) [建設課]

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

民間団体などと連携した緊急輸送体制の整備

- 発災後の生活必需品などを確保するため、民間団体や関係機関などと連携した緊急輸送体制を充実させていく。[総務課]

災害対処能力の向上

- 災害時などに関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースを確保する。[総務課]

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
非常食（マジックライス） の備蓄数	1,200 食	2,000 食
健全度Ⅲ以上の橋梁・トン ネルの箇所数（再掲）	橋梁 23 橋 トンネル 2 本	橋梁 5 橋 トンネル 0 本

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ2-2

多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

孤立化防止のためのインフラ整備

- 発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化に努める。[建設課]
- 陸上輸送が機能しない場合には、ヘリポートを活用しながら、ヘリコプターによる災害応急対策活動を行う。[総務課]

非常用物資の備蓄の推進

- 応急用の町備蓄物資や民間備蓄との連携などによる町全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について定期的な見直しを行う。(再掲) [総務課・健康保険課]

災害対処能力の向上

- 災害時などに関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースを確保する。(再掲) [総務課]

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
非常食(マジックライス)の備蓄数(再掲)	1,200食	2,000食

リスクシナリオ2-3

自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備

- 消防団及び三原市消防北部分署については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関の応援・受援や緊急消防援助隊からの受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防相互応援協定の締結や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。[総務課]
- 町の災害時の対処能力の向上を図るため、関係機関などと連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。(再掲) [総務課]

消防団・自主防災組織の充実・強化

- 消防団については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、消防団応援店事業の広報など、地域で消防団を支える機運の醸成に取り組む。(再掲) [総務課]
- 三原市消防本部や自主防災組織などと連携した活動の推進により災害対応能力の向上を図る。(再掲) [総務課]
- 防災リーダー養成及び技能向上に引き続き県と連携して取り組み、自主防災組織の活性化や設立の促進を図る。(再掲) [総務課]
- 県と連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。(再掲) [総務課]

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
消防団員数(再掲)	645人(R3.1.1)	650人
自主防災組織の組織率(再掲)	72%	100%

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ2-4

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

医療救護体制の強化

- 病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築など）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。（再掲）[健康保険課]
- 災害医療への対応や避難所などでの良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者などとの連携により、医療資材の確保を推進する。[健康保険課]

医療・介護人材の育成

- 災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないよう、県や関係機関と連携し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取り組みを引き続き推進する。[健康保険課・福祉課]

災害時の医療・福祉連携体制の強化

- 災害時に、関係職能団体の協力を得て、公衆衛生上の観点から必要な支援を行う「広島県災害時公衆衛生チーム」との連携を強化し、要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うための体制整備に協力する。[健康保険課・福祉課]

緊急輸送網の確保

- 災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークにおける法面对策や橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。（再掲）[建設課]

事業者などとの協定

- 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結する。[総務課]

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
健全度Ⅲ以上の橋梁・トンネルの箇所数（再掲）	橋梁 23 橋 トンネル 2 本	橋梁 5 橋 トンネル 0 本
燃料販売事業者との協定締結数	0 事業者	5 事業者

リスクシナリオ2-5

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

感染症対策の司令塔機能の整備

- 県が実施する疫学・感染症に携わるスタッフなどを対象にした研修に継続参加し、資質の向上を図る。[健康保険課]

予防接種の促進

- 災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期的な予防接種を積極的に実施する。[健康保険課・子育て支援課]

分散避難の啓発

- 町民に対して、避難所にこだわらず、安全な場所にある親戚や知人宅など、複数の避難先の確保や避難先での感染症防止対策について、さまざまな広報媒体を通じて、引き続き周知・啓発を行う。[総務課]

浄化槽対策

- 広島県などからの助言を基に、災害廃棄物を迅速かつ適正に実施できる体制を整備する。(再掲) [町民課]
- 県や指定検査機関などと連携した浄化槽台帳の精度向上を図り、県の技術的な支援・助言を受けながら県統一の浄化槽台帳の整備などを着実に進行。(再掲) [上下水道課]

下水道施設の防災・減災対策

- 下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策及びハード・ソフトによる総合的な浸水対策などの取り組みについて県の支援・助言を受け行う。[上下水道課]
- 災害の想定を常に見直し、豪雨災害対応を踏まえた「業務継続計画（BCP）」の見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。[上下水道課]

遺体への適切な対応

- 広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所として単独目的の施設確保について、広島県や世羅警察署などと連携する。[総務課]

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
麻しん・風しんワクチンの接種(2期)接種率	99%	100%
県統一の浄化槽台帳の整備(再掲)	未整備	整備

リスクシナリオ2-6

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

避難所の防災機能強化

- 大規模災害発生時に、避難所などの防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギーなどの導入を推進する。[学校教育課・企画課]
- 自治センターは、避難所としての役割を担っており、適切に維持・修繕を行うとともに、老朽化した施設や耐震性のない施設については整備を推進する。[企画課]

避難所の感染防止対策

- 避難所でのまん延防止のため、県が作成する「感染症に係る避難所運営マニュアル」や町で作成した「感染症対策申し合わせ事項」を活用し、避難所の環境整備を推進する。[総務課]
- また、緊急時には避難所での感染症対策に必要な資機材などの提供を県より受けるとともに、町でも備蓄を行う。[総務課]

非常用物資の備蓄の推進

- 応急用の町備蓄物資や民間備蓄との連携などによる町全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について定期的な見直しを行う。(再掲)[総務課・健康保険課]

医療資材などの確保

- 災害医療への対応や避難所などでの良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者などとの連携により、医療資材の確保を推進する。(再掲)[健康保険課]

心のケアなどの支援体制の整備・強化

- 災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケアなどの迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため、必要な職種による「広島県災害時公衆衛生チーム」を迅速に派遣できるよう、県との連携を図るとともに、研修会などに参加するなど引き続き体制の強化を図る。[健康保険課]
- 市町を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるため、引き続き備後圏域の市町で推進する。[総務課]
- 被災者への生活支援に関する情報提供などが効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置などの取り組みを支援する。[福祉課]
- 円滑な避難所運営の下で避難者が安心して生活できるよう、引き続き「避難所

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

設置・運営マニュアル」の整備を実施する。[総務課]

要配慮者に対する支援

- 高齢者や障害者などの避難生活に配慮した福祉避難所を指定し、また、県より紹介される取り組み事例などを参考に指定施設を増やすよう推進する。[総務課・福祉課]

平時からの連携体制構築

- 在宅医療・介護連携や生活支援など、災害時においても関係者が必要な連携を円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する。[福祉課]

浄化槽対策

- 広島県などからの助言を基に、災害廃棄物を迅速かつ適正に実施できる体制を整備する。(再掲) [町民課]
- 県や指定検査機関などと連携した浄化槽台帳の精度向上を図り、県の技術的な支援・助言を受けながら県統一の浄化槽台帳の整備などを着実に進行。(再掲) [上下水道課]

下水道施設の防災・減災対策

- 下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策及びハード・ソフトによる総合的な浸水対策などの取り組みについて県の支援・助言を受け進行。(再掲) [上下水道課]
- 災害の想定を常に見直し、豪雨災害対応を踏まえた「業務継続計画（BCP）」の見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。(再掲) [上下水道課]

遺体への適切な対応

- 広域に死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所として単独目的の施設確保について、広島県や世羅警察署などと連携する。(再掲) [総務課]
- 広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計画」に基づき、火葬場に関する情報を迅速に入手するなど、引き続き広域火葬体制の整備を推進するとともに、火葬場の機能保全のため、施設の老朽化対策を実施する。[町民課]

特定動物や被災動物への対応

- 放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導などを実施できるように、引き続き災害時の被災動物などへの対応体制を整備する。[町民課]
- ペットの同伴避難などについて、県、獣医師会及び動物愛護団体などと検討を進めていく。[総務課・町民課]

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
非常食（マジックライス） の備蓄数（再掲）	1,200 食	2,000 食
福祉避難所数	4 施設	4 施設
県統一の浄化槽台帳の整備 （再掲）	未整備	整備

目標3**必要不可欠な行政機能は確保する****リスクシナリオ3-1**

町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

庁舎の耐震化

- 町有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取り組みなどに基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る。(再掲) [財政課]

執務環境、実施体制の維持確保

- 各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取り組みや非常用発電設備、災害時の補助電源に活用できる蓄電システムの整備の検討を行う。[総務課・財政課]
- 大規模災害発生時に、避難所などの防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギーなどの導入を推進する。(再掲) [学校教育課・企画課]
- 庁舎内のネットワーク機器の移設・更新などを検討する。[企画課]

危機管理体制の維持・強化

- 町の災害時の対処能力の向上を図るため、関係機関などと連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の定期的な見直しを実行する。(再掲) [総務課]
- 災害時の対処能力の向上を図るため、県の作成するチェックリストを参考に、初動応急対応に必要な災害対策運営要領などのマニュアル類の整備・改定を実施する。[総務課]
- 世羅町で策定した「大規模地震時の業務継続計画（BCP）」及び「計画に基づくマニュアル」の定期的な見直しを行う。[総務課]
- 平成27年5月に国が示した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」などを活用して、「業務継続計画（BCP）」の定期的な見直しを行う。[総務課]
- 災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源について、72時間稼働の確保と浸水・地震対策の整備を促進する。[総務課]

広域応援体制の構築

- 市町を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるため、引き続き備後圏域の市町との連絡調整や被災者の状況把握などの仕組みを推進する。[総務課]
- 県から医療職、技術職などの職員の人的応援を受ける。[健康保険課]
- 災害の状況に応じて、県から、情報連絡を行う職員が派遣されるため、支援を

受ける体制を整備する。[総務課]

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
防災時受援計画の策定	未策定	策定

目標4**必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する**

リスクシナリオ4-1

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

庁舎の非常用電源の確保

- 各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取り組みや非常用発電設備、災害時の補助電源に活用できる蓄電システムの整備の検討を行う。(再掲) [総務課・財政課]
- 大規模災害発生時に、避難所などの防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギーなどの導入を推進する。(再掲) [学校教育課・企画課]

情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備

- 防災情報の伝達手段である防災行政無線の設置戸数を向上させるため、広報活動を継続する。[総務課]
- 防災情報の伝達手段として、ケーブルテレビや防災情報メールによる防災関連情報の伝達の向上に取り組みます。[総務課]
- 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を行うため、超高速インターネットアクセスが可能となる高速大容量通信網を整備する。[企画課]

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
防災行政無線の設置戸数	5,400 世帯	5,495 世帯

リスクシナリオ4-2

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

自助・共助の取り組み強化

- 現行の「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画」の計画期間が令和2年度末で終了することから、次期行動計画（計画期間：令和3年度～7年度）の策定に合わせ、町においても施策を検討し、自助・共助の取り組みの推進を図る。[総務課]

情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備

- 防災情報の伝達手段である防災行政無線の設置戸数を向上させるため、広報活動を継続する。(再掲) [総務課]
- 防災情報の伝達手段として、ケーブルテレビや防災情報メールによる防災関連情報の伝達の向上に取り組みます。(再掲) [総務課]
- 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を行うため、超高速インターネットアクセスが可能となる高速大容量通信網を整備する。(再掲) [企画課]

災害対処能力の向上

- 災害時などに関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースを確保する。(再掲) [総務課]

要配慮者に対する支援

- 要配慮者に対する避難支援体制の整備などのため、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の策定を推進する。[福祉課]
- 社会福祉施設などの要配慮者の避難先の確保などのため、引き続き関係団体との連携を促進する。[福祉課]
- 高齢者や障害者などの避難生活に配慮した福祉避難所を指定し、また、県より紹介される取り組み事例などを参考に指定施設を増やすよう推進する。(再掲) [総務課・福祉課]

消防団・自主防災組織の充実・強化

- 防災リーダー養成及び技能向上に引き続き県と連携して取り組み、自主防災組織の活性化や設立の促進を図る。(再掲) [総務課]
- 県と連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。(再掲) [総務課]

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
防災行政無線の設置戸数(再掲)	5,400世帯	5,495世帯
自主防災組織の組織率(再掲)	72%	100%

目標5**経済活動を機能不全に陥らせない**

リスクシナリオ5-1

サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下
事業継続の取り組みの推進

- 地震などによる業務中断の影響の事例なども踏まえながら、商工会と連携し中小企業などを対象に、「事業継続力強化計画」策定を普及啓発していく。[商工観光課]

陸上交通網の確保

- 災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークにおける法面对策や橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。(再掲) [建設課]
- 陸上輸送が機能しない場合には、ヘリポートを活用しながら、ヘリコプターによる災害応急対策活動を行う。(再掲) [総務課]

指標	現状値(令和元年度)		目標値(令和7年度)	
健全度Ⅲ以上の橋梁・トンネルの箇所数(再掲)	橋梁	23橋	橋梁	5橋
	トンネル	2本	トンネル	0本

リスクシナリオ5-2

重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

有害物質流出対策

- 広島県が実施する水質汚濁防止法に基づく点検業務などに協力することにより、有害物質の流出防止対策を推進する。[町民課]
- 汚染事故の発生に際しては、「広島県危機対策運営要領」（水質汚染事故、大気汚染事故）により、速やかに消防・県などの関係機関と連携し、的確な対応を実施する。[町民課]
- P R T R法（化学物質排出把握管理促進法）により、各事業所からの化学物質の排出量などを把握する。[町民課]
- 災害時に有害な化学物質などが流出した場合は、広島県などと連携して、環境影響の有無を把握するとともに、速やかな公表に協力する。[町民課]

リスクシナリオ5-3

幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

災害に強いインフラ整備

- 災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークにおける法面对策や橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重量道路ネットワークの形成などを更に推進する。(再掲) [建設課]
- 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。(再掲) [建設課]
- 県が新たに策定する「ひろしま砂防アクションプラン 2021」に基づき、国及び県の事業と連携を図りながら、ハード・ソフト対策が一体となった土砂災害対策を推進する。(再掲) [建設課]

公共土木施設などの老朽化対策

- 個別施設計画に基づき、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取り組みを推進する。(再掲) [建設課]
- 維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントを推進する。(再掲) [建設課]

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
健全度Ⅲ以上の橋梁・トンネルの箇所数(再掲)	橋梁 23 橋	橋梁 5 橋
	トンネル 2 本	トンネル 0 本

リスクシナリオ5 - 4

食料等の安定供給の停滞

民間事業者などとの応援協定の締結

- 災害時には、交通機関の途絶などにより生活関連商品などの確保が困難になることが予想されるため、県や備後圏域の自治体と締結している災害時相互応援に関する協定に基づき、生活関連商品などを安定確保する。(再掲) [総務課]
- 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体などと災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業などに対し災害時の物資供給体制の確保などについて引き続き働きかけを行う。(再掲) [総務課]

目標6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ6-1

電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

再生可能エネルギーの導入促進

- 大規模災害発生時に、避難所などの防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギーなどの導入を推進する。（再掲）[学校教育課・企画課]

リスクシナリオ6-2

上水道等の長期間にわたる供給停止

水道管の耐震化など供給体制の強化

- 町内の水道事業者などに対し、耐震化計画を策定し、耐震化を推進することなどについて、引き続き指導・助言を行う。また、広島県水道広域連携が予定されているため、全体として強化されるように、地域に応じた危機管理体制の維持を推進する。(再掲) [上下水道課]
- 水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため計画的に更新・耐震化を推進するとともに、県が策定した「広島県水道広域連携推進方針」(令和2年6月)に基づき、事業計画を策定し、着実な取り組みを進めていく。(再掲) [上下水道課]

リスクシナリオ6-3

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

下水道施設の防災・減災対策

- 下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策及びハード・ソフトによる総合的な浸水対策などの取り組みについて県の支援・助言を受け行う。(再掲) [上下水道課]
- 災害の想定を常に見直し、豪雨災害対応を踏まえた「業務継続計画(BCP)」の見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。(再掲) [上下水道課]

浄化槽対策

- 広島県などからの助言を基に、災害廃棄物を迅速かつ適正に実施できる体制を整備する。(再掲) [町民課]
- 県や指定検査機関などと連携した浄化槽台帳の精度向上を図り、県の技術的な支援・助言を受けながら県統一の浄化槽台帳の整備などを着実に進行。(再掲) [上下水道課]

災害廃棄物処理計画に基づく対応

- 「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)、「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年5月)、「世羅町災害廃棄物処理計画」(令和2年3月)を基に、県が開催する研修・図上訓練に継続的に参加するとともに、処理計画を必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が行われるよう取り組む。(再掲) [町民課]

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
県統一の浄化槽台帳の整備(再掲)	未整備	整備

リスクシナリオ6-4

基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
災害に強いインフラ整備

- 災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークにおける法面对策や橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重量道路ネットワークの形成などを推進する。(再掲) [建設課]
- 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。(再掲) [建設課]
- 県が新たに策定する「ひろしま砂防アクションプラン 2021」に基づき、国及び県の直轄事業と連携を図りながら、ハード・ソフト対策が一体となった土砂災害対策を推進する。(再掲) [建設課]

公共土木施設などの老朽化対策

- 個別施設計画に基づき、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取り組みを推進する。(再掲) [建設課]
- 維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントを推進する。(再掲) [建設課]

緊急輸送体制の整備

- バス事業者とタクシー事業者との提携による災害時の人員の輸送体制の充実を図る。[企画課]
- 広域かつ影響が長期にわたる災害においては、道路管理者などとの連携により、町民の通勤・通学などの移動手段の確保を図る。[企画課]

指標	現状値(令和元年度)		目標値(令和7年度)	
健全度Ⅲ以上の橋梁・トンネル の箇所数(再掲)	橋梁	23 橋	橋梁	5 橋
	トンネル	2 本	トンネル	0 本

リスクシナリオ6-5

防災インフラの長期間にわたる機能不全

公共土木施設などの老朽化対策

- 個別施設計画に基づき、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取り組みを推進する。(再掲) [建設課]
- 維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントを推進する。(再掲) [建設課]

目標7**制御不能な複合災害・二次災害を発生させない****リスクシナリオ7-1**

地震に伴う市街地の大規模火災の発生による死傷者の発生

装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備

- 消防団及び三原市消防北部分署については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関の応援・受援や緊急消防援助隊からの受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防相互応援協定の締結や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。(再掲) [総務課]
- 町の災害時の対処能力の向上を図るため、関係機関などと連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。(再掲) [総務課]

消防団・自主防災組織の充実・強化

- 消防団については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、消防団応援店事業の広報など、地域で消防団を支える機運の醸成に取り組む。(再掲) [総務課]
- 三原市消防本部や自主防災組織などと連携した活動の推進により災害対応能力の向上を図る。(再掲) [総務課]
- 防災リーダー養成及び技能向上に引き続き県と連携して取り組み、自主防災組織の活性化や設立の促進を図る。(再掲) [総務課]
- 県と連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。(再掲) [総務課]

市街地での防災機能の確保など

- 地震・火災などの災害時に、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。(再掲) [建設課]

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
消防団員数(再掲)	645人(R3.1.1)	650人
自主防災組織の組織率(再掲)	72%	100%

リスクシナリオ7-2

沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
住宅・建築物などの耐震化

- 大規模地震発生時において倒壊により死傷者が発生する恐れがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に係る広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物について耐震化を促進する。(再掲) [建設課]
- 町、県及び関係団体などが連携して、町内の住宅・建築物の耐震化を計画的に促進する。(再掲) [建設課]

既存建築物の総合的な安全対策

- 既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀などの安全対策、屋外広告物などの落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止などの取り組みを県と連携を図りながら推進する。(再掲) [建設課]

リスクシナリオ7-3

ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による死傷者の発生

治山施設の整備

- 人的被害の発生を防ぐため、地域からの情報や点検などにより山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握に努め、事業主体である広島県と連携を図り、治山施設の効果的な配置について早期事業化に取り組んでいく。(再掲) [産業振興課・建設課]

農業用ため池、水利施設の老朽化対策

- 地域住民の避難行動などによる被害の軽減につなげるため、ため池ハザードマップの作成と公表を推進する。[産業振興課]
- 農業用ため池が利用されず放置されている箇所も増加していることから、届出を通じて、利用の実態や管理者を把握するとともに、決壊した場合の被害の大きさや施設の健全度を踏まえ、優先度の高い箇所に対する補修・改修、並びに廃止工事を実施する。[産業振興課]
- 定期的な点検や管理体制の強化に向けた支援により、危険な状態を早期に把握する体制を整備する。[産業振興課]
- 水利施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。[産業振興課]

地すべり防止施設、集落排水施設、農道の老朽化対策

- 地すべり防止施設は、事業主体である県と連携し、地すべり防止施設の保全に取り組む。[産業振興課]
- 集落排水施設は、適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを実施する。[上下水道課]
- 関係受益者の適切な維持管理や点検を通じ、農道施設の保全支援に取り組む。[産業振興課]

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
農業用ため池届出率	77%	90%

リスクシナリオ7-4

有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

有害物質流出対策

- 広島県が実施する水質汚濁防止法に基づく点検業務などに協力することにより、有害物質の流出防止対策を推進する。(再掲) [町民課]
- 汚染事故の発生に際しては、「広島県危機対策運営要領」(水質汚染事故、大気汚染事故)により、速やかに消防・県などの関係機関と連携し、的確な対応を実施する。(再掲) [町民課]
- P R T R法(化学物質排出把握管理促進法)により、各事業所からの化学物質の排出量などを把握する。(再掲) [町民課]
- 災害時に有害な化学物質などが流出した場合は、広島県などと連携して、環境影響の有無を把握するとともに、速やかな公表に協力する。(再掲) [町民課]
- 広島県が実施する毒物劇物製造施設などへの監視指導により、施設の耐震性の向上、危害防止規定の策定など防災体制の整備に協力する。[町民課]

リスクシナリオ7-5

農地・森林等の被害による町土の荒廃

農地・森林などの保全の取り組み

- 農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策などを推進する。[産業振興課]
- 公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、町民生活に影響の大きい森林を整備する。また、放置された里山林の整備については、地域住民などによる主体的・継続的な森林保全活動を支援し、町民参加の森づくりを推進する。[産業振興課]

目標8

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物処理計画に基づく対応

- 「広島県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月策定）、「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」（令和元年5月）、「世羅町災害廃棄物処理計画」（令和2年3月）を基に、県が開催する研修・図上訓練に継続的に参加するとともに、処理計画を必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が行われるよう取り組む。（再掲）[町民課]

リスクシナリオ8-2

復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

建設業の担い手確保

- 建設産業は災害など発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と安全安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取り組みなどを実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を推進する。[建設課]

建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備

- 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取り組みを推進する。(再掲) [建設課]
- 関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時の連絡体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の技術などの向上のための講習会などの受講、被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取り組みを推進する。[建設課]
- 余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止する観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援体制の整備など、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努める。[建設課]

地籍調査の推進

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要なため、地籍調査を推進する。[建設課]

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
地籍調査(現地調査)進捗率	96%	98%

リスクシナリオ8-3

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態

消防団・自主防災組織の充実・強化

- 防災リーダー養成及び技能向上に引き続き県と連携して取り組み、自主防災組織の活性化や設立の促進を図る。(再掲) [総務課]
- 県と連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。(再掲) [総務課]

自助・共助の取り組み強化

- 防災リーダー養成及び技能向上に引き続き県と連携して取り組み、自主防災組織の活性化や設立の促進を図る。(再掲) [総務課]

平時からの連携体制構築

- 県と連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。(再掲) [総務課]

市街地での防災機能の確保など

- 地震・火災などの災害時に、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。(再掲) [建設課]

被災者の住宅確保

- 町営住宅への一時入居体制を維持する。[建設課]

農地・森林などの保全の取り組み

- 農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策などを推進する。(再掲) [産業振興課]
- 公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、町民生活に影響の大きい森林を整備する。また、放置された里山林の整備については、地域住民などによる主体的・継続的な森林保全活動を支援し、町民参加の森づくりを推進する。(再掲) [産業振興課]

文化財の保護

- 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、指定文化財の保存・活用のための耐震化を含む保存修理などを促す。[社会教育課]

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
自主防災組織の組織率(再掲)	72%	100%

リスクシナリオ8-4

風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

正確な情報提供

- 災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報などを収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供するように取り組む。[総務課]

事業継続の取り組みの推進

- 地震などによる業務中断の影響の事例なども踏まえながら、商工会と連携し中小企業などを対象に、「事業継続力強化計画」策定を普及啓発していく。(再掲) [商工観光課]

第4章 施策の重点化

1 重点化の考え方

大規模自然災害の発生に備えた防災・減災に係る施策を、限られた資源で効率的・効果的に推進していくためには、「起きてはならない最悪の事態」が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性などを考慮した上で施策の重点化を図ることが必要であり、国土強靱化地域計画の策定に関する国の指針においては、「地域特性を踏まえつつ重点化を行うことが重要」とされている。

広島県では、今後30年以内に70%～80%程度の確率で発生するとされている南海トラフ地震が起こった場合、これまでに経験したことのないような広範囲にわたる甚大な被害が想定されている（第1章の5の(5)参照）。また、土砂災害警戒区域が全国最多であり、過去に発生した土砂災害においても、多くの尊い生命が失われている。

こうした中、広島県では、平成27年3月に制定した広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例（平成27年広島県条例第1号）において、「災害死をゼロにする」を目標に掲げ、現在、県民及び自主防災組織などが災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政などが一体となって、県民総ぐるみ運動を展開している。

このため、本計画では、国の基本計画との調和（※1）も考慮しつつ、「広島県強靱化地域計画」を踏まえ、回避を優先する事態を「人命保護に直接かかわる事態」とし、これに関する施策を重点化の対象とする。

加えて、被災により行政機能が大きく妨げられる事態が発生した場合、危機管理の統括や関係機関との総合調整、迅速な復旧・復興に大きな支障を来すことから、「行政機能の大幅な低下につながる事態」もあわせて回避を優先する事態とし、これに関する施策を重点化の対象とする。

※1 国の基本計画では、国の役割の大きさや災害に伴う影響度・緊急度の観点から、15の重点化すべき「プログラム」（※2）が選定されている。

※2 国の基本計画における「プログラム」とは、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を回避するための府省庁横断的な施策群のこと。

2 重点化する施策

重点化の考え方を踏まえ、次の11の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)に関する施策を重点化の対象とする。

【人命保護に直接かかわる事態】(10 事態)
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による死傷者の発生
1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
1-3 大規模な土砂災害等による死傷者の発生
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による死傷者の発生
7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による死傷者の発生
【行政機能の大幅な低下につながる事態】(1 事態)
3-1 町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

第5章 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を回避するという観点から、概ね中間年を目処に、それぞれのリスクシナリオごとに具体的な施策の取り組み内容、指標の変動状況及び課題などを各部局が横断的に把握・整理するとともに、世羅町第2次長期総合計画と整合・調和を図る観点から、必要に応じて、適宜、計画の見直しを検討する。

【参考】「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(住宅・建築物などの耐震化)	(住宅・建築物などの耐震化)				
●大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生する恐れがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物について耐震化を促進する必要がある。	●大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生する恐れがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物について耐震化を促進する。【住宅・都市】				世羅町耐震改修促進計画 世羅町営住宅長寿命化計画
●町、県及び関係団体などが連携して、町内の住宅・建築物の耐震化を計画的に促進する必要がある。	●町、県及び関係団体などが連携して、町内の住宅・建築物の耐震化を計画的に促進する。【住宅・都市】				世羅町耐震改修促進計画
●町有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取り組みなどに基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る必要がある。	●町有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取り組みなどに基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る。【行政機能／警察・消防／防災教育等】【住宅・都市】【保健医療・福祉】				世羅町公共施設等総合管理計画 世羅町役場本庁舎個別施設計画 世羅町耐震改修促進計画
●病院について、各施設設置者の更新計画(老朽化改築など)を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する必要がある。	●病院について、各施設設置者の更新計画(老朽化改築など)を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。【保健医療・福祉】【老朽化対策】				
●社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画(老朽化改築など)を踏まえながら、耐震化を促進する必要がある。	●社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画(老朽化改築など)を踏まえながら、耐震化を促進する。【保健医療・福祉】				

(建築物などの老朽化対策)	(建築物などの老朽化対策)				
●町有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取り組みなどに基づき、今後も継続的な利用を行う施設について中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を進める必要がある。	●町有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取り組みなどに基づき、今後も継続的な利用を行う施設について中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を進める。【老朽化対策】				世羅町公共施設等総合管理計画 世羅町役場本庁舎個別施設計画
(公共土木施設などの老朽化対策)	(公共土木施設などの老朽化対策)				
●個別施設計画に基づき、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取り組みを推進する必要がある。	●個別施設計画に基づき、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取り組みを推進する。【老朽化対策】				
●維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントを推進する必要がある。	●維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントを推進する。【老朽化対策】				世羅町橋梁維持管理基本計画 世羅町トンネル長寿命化修繕計画
(地震防災対策)	(地震防災対策)				
●町の災害時の対処能力の向上を図るため、関係機関などと連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを執行する必要がある。	●町の災害時の対処能力の向上を図るため、関係機関などと連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを執行する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】【官民連携】【リスクコミュニケーション】【人材育成】				世羅町地域防災計画(基本編)
(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)				

<p>●消防団については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、消防団応援店事業の広報など、地域で消防団を支える機運の醸成に取り組む必要がある。</p>	<p>●消防団については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、消防団応援店事業の広報など、地域で消防団を支える機運の醸成に取り組む。【行政機能／警察・消防／防災教育等】</p>	<p>消防団員数</p>	<p>645人 (R3.1.1)</p>	<p>650人</p>	<p>世羅町第2次長期総合計画 後期基本計画</p>
<p>●三原市消防本部や自主防災組織などと連携した活動の推進により災害対応能力の向上を図る必要がある。</p>	<p>●三原市消防本部や自主防災組織などと連携した活動の推進により災害対応能力の向上を図る。【行政機能／警察・消防／防災教育等】【リスクコミュニケーション】【人材育成】</p>				
<p>●防災リーダー養成及び技能向上に引き続き県と連携して取り組み、自主防災組織の活性化や設立の促進を図る必要がある。</p>	<p>●防災リーダー養成及び技能向上に引き続き県と連携して取り組み、自主防災組織の活性化や設立の促進を図る。【行政機能／警察・消防／防災教育等】【リスクコミュニケーション】【人材育成】</p>	<p>自主防災組織の組織率</p>	<p>72%</p>	<p>100%</p>	<p>世羅町第2次長期総合計画 後期基本計画</p>
<p>●県と連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する必要がある。</p>	<p>●県と連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。【リスクコミュニケーション】【人材育成】</p>	<p>自主防災組織の組織率(再掲)</p>	<p>72%</p>	<p>100%</p>	<p>世羅町第2次長期総合計画 後期基本計画</p>
<p>(災害に強い道路ネットワークの構築)</p>	<p>(災害に強い道路ネットワークの構築)</p>				
<p>●災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークにおける法面对策や橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する必要がある。</p>	<p>●災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークにおける法面对策や橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。【交通・物流】</p>	<p>健全度Ⅲ以上の橋梁・トンネルの箇所数</p>	<p>橋梁 23 橋 トンネル 2 本</p>	<p>橋梁 5 橋 トンネル 0 本</p>	<p>世羅町道路整備計画 世羅町橋梁維持管理基本計画 世羅町トンネル長寿命化修繕計画</p>

●緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する必要がある。	●緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。【住宅・都市】				
(市街地での防災機能の確保など)	(市街地での防災機能の確保など)				
●地震・火災などの災害時に、避難路などの適正な配置及び整備を推進する必要がある。	●地震・火災などの災害時に、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。【住宅・都市】				世羅町道路整備計画 世羅町通学路交通安全プログラム
(耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上)	(耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上)				
●耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取り組みを推進する必要がある。	●耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取り組みを推進する。【住宅・都市】				世羅町耐震改修促進計画
(既存建築物などの総合的な安全対策)	(既存建築物などの総合的な安全対策)				
●既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀などの安全対策、屋外広告物などの落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止などの取り組みを県と連携を図りながら推進する必要がある。	●既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀などの安全対策、屋外広告物などの落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止などの取り組みを県と連携を図りながら推進する。【住宅・都市】				世羅町耐震改修促進計画
●管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊などによる危害を防ぐため、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を推進する必要がある。	●管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊などによる危害を防ぐため、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を推進する。【住宅・都市】				

<p>● 県と連携して通学路沿いなどをパトロールし、倒壊などの危険があると思われるブロック塀の所有者に指導を行うことなどによりブロック塀の安全対策を推進する必要がある。</p>	<p>● 県と連携して通学路沿いなどをパトロールし、倒壊などの危険があると思われるブロック塀の所有者に指導を行うことなどによりブロック塀の安全対策を推進する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】【リスクコミュニケーション】</p>				<p>世羅町耐震改修促進計画</p>
<p>(家具固定の促進)</p>	<p>(家具固定の促進)</p>				
<p>● 現行の「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画」の計画期間が令和2年度末で終了することから、県の次期行動計画（計画期間：R3～7）の策定に合わせ、家具固定の促進を図る必要がある。</p>	<p>● 現行の「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画」の計画期間が令和2年度末で終了することから、県の次期行動計画（計画期間：R3～7）の策定に合わせ、家具固定の促進を図る。【住宅・都市】</p>				<p>世羅町地域防災計画（震災対策編）</p>
<p>(その他)</p>	<p>(その他)</p>				
<p>● 町域の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、「広島県土地利用基本計画」（平成30年3月改定）に基づき、町域の有効利用や利用の質的向上、持続可能な町域管理の実施などに関する施策を引き続き関係課で実施する必要がある。</p>	<p>● 町域の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、「広島県土地利用基本計画」（平成30年3月改定）に基づき、町域の有効利用や利用の質的向上、持続可能な町域管理の実施などに関する施策を引き続き関係課で実施する。【町域保全】【土地利用（国土利用）】</p>				
<p>● 立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの低い区域への居住誘導を検討するとともに町民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取り組みを県と連携を図りながら推進する必要がある。</p>	<p>● 立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの低い区域への居住誘導を検討するとともに町民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取り組みを県と連携を図りながら推進する。【町域保全】</p>				

1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(浸水想定区域図の作成など)	(浸水想定区域図の作成など)				
●町民が洪水における危険箇所などを知り、洪水時の円滑かつ迅速な避難を行うため、洪水に関する防災情報を提供する「洪水ポータルひろしま」の普及拡大を推進する必要がある。	●町民が洪水における危険箇所などを知り、洪水時の円滑かつ迅速な避難を行うため、洪水に関する防災情報を提供する「洪水ポータルひろしま」の普及拡大を推進する。【町域保全】				
●県が指定し、見直しをする河川の氾濫による洪水想定区域を町民に周知するため、土砂災害ハザードマップ内に洪水想定区域の更新を更新し公表する必要がある。	●県が指定し、見直しをする河川の氾濫による洪水想定区域を町民に周知するため、土砂災害ハザードマップ内に洪水想定区域の更新を更新し公表する。【環境】	土砂災害ハザードマップへの洪水想定区域の表示	現在の洪水想定区域の表示	洪水想定区域の見直し	
●「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)、「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年5月)、「世羅町災害廃棄物処理計画」(令和2年3月)を基に、県が開催する研修・図上訓練に継続的に参加するとともに、処理計画を必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が行われるよう取り組む必要がある。	●「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)、「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年5月)、「世羅町災害廃棄物処理計画」(令和2年3月)を基に、県が開催する研修・図上訓練に継続的に参加するとともに、処理計画を必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が行われるよう取り組む。【環境】【人材育成】				世羅町災害廃棄物処理計画
(災害廃棄物処理計画に基づく対応)	(災害廃棄物処理計画に基づく対応)				
●広島県などからの助言を基に、災害廃棄物を迅速かつ適正に実施できる体制を整備する必要がある。	●広島県などからの助言を基に、災害廃棄物を迅速かつ適正に実施できる体制を整備する。【環境】				世羅町災害廃棄物処理計画

【参考】「起きてはならない最悪の事態」
 (リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価

(浄化槽対策)	(浄化槽対策)				
● 県や指定検査機関などと連携して浄化槽台帳の精度向上を図り、県の技術的な支援・助言を受けながら浄化槽台帳の整理などを着実にを行う必要がある。	● 県や指定検査機関などと連携して浄化槽台帳の精度向上を図り、県の技術的な支援・助言を受けながら浄化槽台帳の整理などを着実にを行う。【環境】	県統一の浄化槽台帳の整備	未整備	整備	世羅町污水处理施設整備構想 世羅町一般廃棄物処理基本計画
(その他)	(その他)				
● 町域の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、「広島県土地利用基本計画」(平成30年3月改定)に基づき、町域の有効利用や利用の質的向上、持続可能な町域管理の実施などに関する施策を引き続き関係課で実施する必要がある。(再掲)	● 町域の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、「広島県土地利用基本計画」(平成30年3月改定)に基づき、町域の有効利用や利用の質的向上、持続可能な町域管理の実施などに関する施策を引き続き関係課で実施する。(再掲)【町域保全】 【土地利用(国土利用)】				

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(土砂災害や山地災害の対策施設の整備)	(土砂災害や山地災害の対策施設の整備)				
● 県が新たに策定する「ひろしま砂防アクションプラン2021」に基づき、国及び県の事業と連携を図りながら、ハード・ソフト対策が一体となった土砂災害対策を推進する必要がある。	● 県が新たに策定する「ひろしま砂防アクションプラン2021」に基づき、国及び県の事業と連携を図りながら、ハード・ソフト対策が一体となった土砂災害対策を推進する。【町域保全】				

<p>●人的被害の発生を防ぐため、地域からの情報や点検などにより山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握に努め、事業主体である広島県と連携を図り、治山施設の効果的な配置について早期事業化に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>●人的被害の発生を防ぐため、地域からの情報や点検などにより山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握に努め、事業主体である広島県と連携を図り、治山施設の効果的な配置について早期事業化に取り組んでいく。【産業構造】【町域保全】</p>				
<p>(土砂災害警戒区域などの指定)</p>	<p>(土砂災害警戒区域などの指定)</p>				
<p>●今後も将来にわたって指定効果が継続し、災害リスクが正しく認識できるよう、小学校区ごとに「土砂災害警戒区域等を示した標識」を設置する県事業に協力するなど、連携して土砂災害警戒区域などの認知度の向上を図る取り組みを推進する必要がある。</p>	<p>●今後も将来にわたって指定効果が継続し、災害リスクが正しく認識できるよう、小学校区ごとに「土砂災害警戒区域等を示した標識」を設置する県事業に協力するなど、連携して土砂災害警戒区域などの認知度の向上を図る取り組みを推進する。【町域保全】</p>	<p>土砂災害ハザードマップの作成・公表</p>	<p>全地区の作成・公表</p>	<p>全地区の更新・公表</p>	
<p>●がけ地近接等危険住宅移転事業による土砂災害の危険性のある区域からの移転や、建築物土砂災害対策改修促進事業により特別警戒区域内の住宅・建築物の補強について、町民の自助の取り組みを支援していく必要がある。</p>	<p>●がけ地近接等危険住宅移転事業による土砂災害の危険性のある区域からの移転や、建築物土砂災害対策改修促進事業により特別警戒区域内の住宅・建築物の補強について、町民の自助の取り組みを支援していく。【町域保全】</p>				
<p>(災害廃棄物処理計画に基づく対応)</p>	<p>(災害廃棄物処理計画に基づく対応)</p>				
<p>●「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)、「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年5月)、「世羅町災害廃棄物処理計画」(令和2年3月)を基に、県が開催する研修・図上訓練に継続的に参加するとともに、処理計画を必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が行われるよう取り組む必要がある。(再掲)</p>	<p>●「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)、「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年5月)、「世羅町災害廃棄物処理計画」(令和2年3月)を基に、県が開催する研修・図上訓練に継続的に参加するとともに、処理計画を必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が行われるよう取り組む。(再掲)【環境】【人材育成】</p>				<p>世羅町災害廃棄物処理計画</p>

【参考】「起きてはならない最悪の事態」
 (リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価

(その他)	(その他)				
●町域の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、「広島県土地利用基本計画」(平成30年3月改定)に基づき、町域の有効利用や利用の質的向上、持続可能な町域管理の実施などに関する施策を引き続き関係課で実施する必要がある。(再掲)	●町域の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、「広島県土地利用基本計画」(平成30年3月改定)に基づき、町域の有効利用や利用の質的向上、持続可能な町域管理の実施などに関する施策を引き続き関係課で実施する。(再掲)【町域保全】 【土地利用(国土利用)】				
●立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの低い区域への居住誘導を検討するとともに、町民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取り組みを県と連携を図りながら推進する必要がある。(再掲)	●立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの低い区域への居住誘導を検討するとともに、町民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取り組みを県と連携を図りながら推進する。(再掲)【町域保全】				

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難者生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(物資調達・供給の連携体制の整備)	(物資調達・供給の連携体制の整備)				

<p>●災害時には、交通機関の途絶などにより生活関連商品などの確保が困難になることが予想されるため、県や備後圏域の自治体と締結している災害時相互応援に関する協定に基づき、生活関連商品などを安定確保する必要がある。</p>	<p>●災害時には、交通機関の途絶などにより生活関連商品などの確保が困難になることが予想されるため、県や備後圏域の自治体と締結している災害時相互応援に関する協定に基づき、生活関連商品などを安定確保する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】【交通・物流】【官民連携】</p>				<p>世羅町地域防災計画（基本編）</p>
<p>●災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体などと災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業などに対し災害時の物資供給体制の確保などについて引き続き働きかけを行う必要がある。</p>	<p>●災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体などと災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業などに対し災害時の物資供給体制の確保などについて引き続き働きかけを行う。【行政機能／警察・消防／防災教育等】【産業構造】【官民連携】</p>				<p>世羅町地域防災計画（基本編）</p>
<p>●災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、県と石油商業組合において、石油供給協定を締結しているため、具体的な要請、配送・給油手順などの方策を検討する必要がある。</p>	<p>●災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、県と石油商業組合において、石油供給協定を締結しているため、具体的な要請、配送・給油手順などの方策を検討する。【保健医療・福祉】</p>				<p>世羅町地域防災計画（基本編）</p>
<p>(非常用物資の備蓄の推進)</p>	<p>(非常用物資の備蓄の推進)</p>				
<p>●応急用の町備蓄物資や民間備蓄との連携などによる町全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について定期的な見直しを行う必要がある。</p>	<p>●応急用の町備蓄物資や民間備蓄との連携などによる町全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について定期的な見直しを行う。【住宅・都市】</p>	<p>非常食（マジックライス）の備蓄数</p>	<p>1,200 食</p>	<p>2,000 食</p>	<p>世羅町地域防災計画（基本編）</p>
<p>(水道管の耐震化など供給体制の強化)</p>	<p>(水道管の耐震化など供給体制の強化)</p>				

<p>●町内の水道事業者などに対し、耐震化計画を策定し、耐震化を推進することなどについて、引き続き指導・助言を行う必要がある。また、広島県水道広域連携が予定されているため、全体として強化されるように、地域に応じた危機管理体制の維持を推進する必要がある。</p>	<p>●町内の水道事業者などに対し、耐震化計画を策定し、耐震化を推進することなどについて、引き続き指導・助言を行う。また、広島県水道広域連携が予定されているため、全体として強化されるように、地域に応じた危機管理体制の維持を推進する。【住宅・都市】</p>				世羅町水道ビジョン
<p>●水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため計画的に更新・耐震化を推進するとともに、県が策定した「広島県水道広域連携推進方針」(令和2年6月)に基づき、事業計画を策定し、着実な取り組みを進めていく必要がある。</p>	<p>●水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため計画的に更新・耐震化を推進するとともに、県が策定した「広島県水道広域連携推進方針」(令和2年6月)に基づき、事業計画を策定し、着実な取り組みを進めていく。【住宅・都市】</p>				世羅町水道ビジョン
(緊急輸送網の確保)	(緊急輸送網の確保)				
<p>●災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークにおける法面对策や橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する必要がある。(再掲)</p>	<p>●災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークにおける法面对策や橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。(再掲)【交通・物流】</p>	健全度Ⅲ以上の橋梁・トンネルの箇所数(再掲)	橋梁 23 橋 トンネル 2 本	橋梁 5 橋 トンネル 0 本	世羅町道路整備計画 世羅町橋梁維持管理基本計画 世羅町トンネル長寿命化修繕計画
(民間団体などと連携した緊急輸送体制の整備)	(民間団体などと連携した緊急輸送体制の整備)				
<p>●発災後の生活必需品などを確保するため、民間団体や関係機関などと連携した緊急輸送体制を充実させていく必要がある。</p>	<p>●発災後の生活必需品などを確保するため、民間団体や関係機関などと連携した緊急輸送体制を充実させていく。【官民連携】</p>				世羅町地域防災計画(基本編)

(災害対処能力の向上)	(災害対処能力の向上)				
●災害時などに関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースを確保する必要がある。	●災害時などに関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースを確保する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】				世羅町地域防災計画（基本編）
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(孤立化防止のためのインフラ整備)	(孤立化防止のためのインフラ整備)				
●発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化に努める必要がある。	●発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化に努める。【交通・物流】				世羅町道路整備計画
●陸上輸送が機能しない場合には、ヘリポートを活用しながら、ヘリコプターによる災害応急対策活動を行う必要がある。	●陸上輸送が機能しない場合には、ヘリポートを活用しながら、ヘリコプターによる災害応急対策活動を行う。【交通・物流】				世羅町地域防災計画（基本編）
(非常用物資の備蓄の推進)	(非常用物資の備蓄の推進)				
●応急用の町備蓄物資や民間備蓄との連携などによる町全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について定期的な見直しを行う必要がある。(再掲)	●応急用の町備蓄物資や民間備蓄との連携などによる町全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について定期的な見直しを行う。(再掲)【住宅・都市】	非常食（マジックライス）の備蓄数（再掲）	1,200 食	2,000 食	世羅町地域防災計画（基本編）
(災害対処能力の向上)	(災害対処能力の向上)				
●災害時などに関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースを確保する必要がある。(再掲)	●災害時などに関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースを確保する。(再掲)				世羅町地域防災計画（基本編）

	ースを確保する。(再掲)【行政機能／警察・消防／防災教育等】				
--	--------------------------------	--	--	--	--

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)	(装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)				
●消防団及び三原市消防北部分署については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関の応援・受援や緊急消防援助隊からの受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防相互応援協定の締結や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う必要がある。	●消防団及び三原市消防北部分署については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関の応援・受援や緊急消防援助隊からの受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防相互応援協定の締結や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。【行政機能／警察・消防／防災教育等】【人材育成】				世羅町地域防災計画(基本編)
●町の災害時の対処能力の向上を図るため、関係機関などと連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを執行する必要がある。(再掲)	●町の災害時の対処能力の向上を図るため、関係機関などと連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを執行する。(再掲)【行政機能／警察・消防／防災教育等】【官民連携】【リスクコミュニケーション】【人材育成】				世羅町地域防災計画(基本編)
(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)				

【参考】「起きてはならない最悪の事態」
 (リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価

●消防団については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、消防団応援店事業の広報など、地域で消防団を支える機運の醸成に取り組む必要がある。(再掲)	●消防団については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、消防団応援店事業の広報など、地域で消防団を支える機運の醸成に取り組む。(再掲)【行政機能／警察・消防／防災教育等】	消防団員数(再掲)	645人 (R3.1.1)	650人	世羅町第2次長期総合計画後期基本計画
●三原市消防本部や自主防災組織などと連携した活動の推進により災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲)	●三原市消防本部や自主防災組織などと連携した活動の推進により災害対応能力の向上を図る。(再掲)【行政機能／警察・消防／防災教育等】【リスクコミュニケーション】【人材育成】				
●防災リーダー養成及び技能向上に引き続き県と連携して取り組み、自主防災組織の活性化や設立の促進を図る必要がある。(再掲)	●防災リーダー養成及び技能向上に引き続き県と連携して取り組み、自主防災組織の活性化や設立の促進を図る。(再掲)【行政機能／警察・消防／防災教育等】【リスクコミュニケーション】【人材育成】	自主防災組織の組織率(再掲)	72%	100%	世羅町第2次長期総合計画後期基本計画
●県と連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する必要がある。(再掲)	●県と連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。(再掲)【リスクコミュニケーション】【人材育成】	自主防災組織の組織率(再掲)	72%	100%	世羅町第2次長期総合計画後期基本計画

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(医療救護体制の強化)	(医療救護体制の強化)				

●病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築など）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する必要がある。（再掲）	●病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築など）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。（再掲）【保健医療・福祉】【老朽化対策】				
●災害医療への対応や避難所などでの良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者などとの連携により、医療資材の確保を推進する必要がある。	●災害医療への対応や避難所などでの良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者などとの連携により、医療資材の確保を推進する。【保健医療・福祉】				
（医療・介護人材の育成）	（医療・介護人材の育成）				
●災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないよう、県や関係機関と連携し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取り組みを引き続き推進する必要がある。	●災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないよう、県や関係機関と連携し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取り組みを引き続き推進する。【保健医療・福祉】				
（災害時の医療・福祉連携体制の強化）	（災害時の医療・福祉連携体制の強化）				
●災害時に、関係職能団体の協力を得て、公衆衛生上の観点から必要な支援を行う「広島県災害時公衆衛生チーム」との連携を強化し、要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うための体制を引き続き整備する必要がある。	●災害時に、関係職能団体の協力を得て、公衆衛生上の観点から必要な支援を行う「広島県災害時公衆衛生チーム」との連携を強化し、要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うための体制を引き続き整備する。【住宅・都市】【交通・物流】				
（緊急輸送網の確保）	（緊急輸送網の確保）				

【参考】「起きてはならない最悪の事態」
 (リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価

<ul style="list-style-type: none"> ●災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークにおける法面对策や橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する必要がある。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークにおける法面对策や橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。(再掲)【交通・物流】 	健全度Ⅲ以上の橋梁・トンネルの箇所数(再掲)	橋梁 23 橋 トンネル 2 本	橋梁 5 橋 トンネル 0 本	世羅町道路整備計画 世羅町橋梁維持管理基本計画 世羅町トンネル長寿命化修繕計画
(事業者などとの協定)	(事業者などとの協定)				
<ul style="list-style-type: none"> ●災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結する。【保健医療・福祉】【人材育成】 	燃料販売事業者との協定締結数	0 事業所	5 事業所	世羅町地域防災計画(基本編)
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(感染症対策の司令塔機能の整備)	(感染症対策の司令塔機能の整備)				
<ul style="list-style-type: none"> ●県が実施する疫学・感染症に携わるスタッフなどを対象にした研修について、参加者からの要望事項などを踏まえ、より効果的で関心度の高い専門研修を継続実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●県が実施する疫学・感染症に携わるスタッフなどを対象にした研修について、参加者からの要望事項などを踏まえ、より効果的で関心度の高い専門研修を継続実施する。【保健医療・福祉】 				
(予防接種の促進)	(予防接種の促進)				
<ul style="list-style-type: none"> ●災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期的予防接種を積極的実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期的予防接種を積極的実施する。【保健医療・福祉】【官民連携】 	麻しん・風しんワクチンの接種(2種)接種率	99%	100%	

(分散避難の啓発)	(分散避難の啓発)				
●町民に対して、避難所にこだわらず、安全な場所にある親戚や知人宅など、複数の避難先の確保や避難先での感染症防止対策について、さまざまな広報媒体を通じて、引き続き周知・啓発を行う必要がある。	●町民に対して、避難所にこだわらず、安全な場所にある親戚や知人宅など、複数の避難先の確保や避難先での感染症防止対策について、さまざまな広報媒体を通じて、引き続き周知・啓発を行う。【行政機能／警察・消防／防災教育等】				
(浄化槽対策)	(浄化槽対策)				
●広島県などからの助言を基に、災害廃棄物を迅速かつ適正に実施できる体制を整備する必要がある。(再掲)	●広島県などからの助言を基に、災害廃棄物を迅速かつ適正に実施できる体制を整備する。(再掲)【環境】				世羅町災害廃棄物処理計画
●県や指定検査機関などと連携した浄化槽台帳の精度向上を図り、県の技術的な支援・助言を受けながら浄化槽台帳の整備などを着実に行う必要がある。(再掲)	●県や指定検査機関などと連携した浄化槽台帳の精度向上を図り、県の技術的な支援・助言を受けながら浄化槽台帳の整備などを着実に行う。(再掲)【環境】	県統一の浄化槽台帳の整備(再掲)	未整備	整備	世羅町污水处理施設整備構想 世羅町一般廃棄物処理基本計画
(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)				
●下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策及びハード・ソフトによる総合的な浸水対策などの取り組みについて県の支援・助言を受け行う必要がある。	●下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策及びハード・ソフトによる総合的な浸水対策などの取り組みについて県の支援・助言を受け行う。【行政機能／警察・消防／防災教育等】				世羅町污水处理施設整備構想
●災害の想定を常に見直し、豪雨災害対応を踏まえた「業務継続計画(BCP)」の見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る必要がある。	●災害の想定を常に見直し、豪雨災害対応を踏まえた「業務継続計画(BCP)」の見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。【行政機能／警察・消防／防災教育等】				

(遺体への適切な対応)	(遺体への適切な対応)				
●広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所として単独目的の施設確保について、広島県や世羅警察署などと連携する必要がある。	●広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所として単独目的の施設確保について、広島県や世羅警察署などと連携する。 【行政機能／警察・消防／防災教育等】				世羅町地域防災計画（基本編）

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(避難所の防災機能強化)	(避難所の防災機能強化)				
●大規模災害発生時に、避難所などの防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギーなどの導入を推進する必要がある。	●大規模災害発生時に、避難所などの防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギーなどの導入を推進する。【住宅・都市】				
●自治センターは、避難所としての役割を担っており、適切に維持・修繕を行うとともに、老朽化した施設や耐震性のない施設については整備を推進する必要がある。	●自治センターは、避難所としての役割を担っており、適切に維持・修繕を行うとともに、老朽化した施設や耐震性のない施設については整備を推進する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】				
(避難所の感染防止対策)	(避難所の感染防止対策)				
●避難所でのまん延防止のため、県が作成する「感染症に係る避難所運営マニュアル」や町で作成した「感染症対策申し合わせ事項」を活用し、避難所の環境整備を推進する必要がある。	●避難所でのまん延防止のため、県が作成する「感染症に係る避難所運営マニュアル」や町で作成した「感染症対策申し合わせ事項」を活用し、避難所の環境整備を推進する。【保健医療・福祉】				世羅町地域防災計画（基本編）

<p>●また、緊急時には避難所での感染症対策に必要な資機材などの提供を県より受けるとともに、町でも備蓄を行う必要がある。</p>	<p>●また、緊急時には避難所での感染症対策に必要な資機材などの提供を県より受けるとともに、町でも備蓄を行う。【保健医療・福祉】</p>				世羅町地域防災計画（基本編）
(非常用物資の備蓄の推進)	(非常用物資の備蓄の推進)				
<p>●応急用の町備蓄物資や民間備蓄との連携などによる町全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について定期的な見直しを行う必要がある。（再掲）</p>	<p>●応急用の町備蓄物資や民間備蓄との連携などによる町全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について定期的な見直しを行う。（再掲） 【住宅・都市】</p>	非常食（マジックライス）の備蓄数（再掲）	1,200 食	2,000 食	世羅町地域防災計画（基本編）
(医療資材などの確保)	(医療資材などの確保)				
<p>●災害医療への対応や避難所などでの良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者などとの連携により、医療資材の確保を推進する必要がある。（再掲）</p>	<p>●災害医療への対応や避難所などでの良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者などとの連携により、医療資材の確保を推進する。（再掲） 【保健医療・福祉】</p>				
(心のケアなどの支援体制の整備・強化)	(心のケアなどの支援体制の整備・強化)				
<p>●災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケアなどの迅速かつ適切な公衆衛生支援を支援を行うため、必要な職種による「広島県災害時公衆衛生チーム」を迅速に派遣できるよう、県との連携を図るとともに、研修会などに参加するなど引き続き体制の強化を図る必要がある。</p>	<p>●災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケアなどの迅速かつ適切な公衆衛生支援を支援を行うため、必要な職種による「広島県災害時公衆衛生チーム」を迅速に派遣できるよう、県との連携を図るとともに、研修会などに参加するなど引き続き体制の強化を図る。【保健医療・福祉】</p>				

●市町を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるため、引き続き備後圏域の市町で推進する必要がある。	●市町を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるため、引き続き備後圏域の市町で推進する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】				世羅町地域防災計画（基本編）
●被災者への生活支援に関する情報提供などが効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置などの取り組みを支援する必要がある。	●被災者への生活支援に関する情報提供などが効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置などの取り組みを支援する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】				
●円滑な避難所運営の下で避難者が安心して生活できるよう、引き続き「避難所設置・運営マニュアル」の整備を実施する必要がある。	●円滑な避難所運営の下で避難者が安心して生活できるよう、引き続き「避難所設置・運営マニュアル」の整備を実施する。【保健医療・福祉】				世羅町地域防災計画（基本編）
(要配慮者に対する支援)	(要配慮者に対する支援)				
●高齢者や障害者などの避難生活に配慮した福祉避難所を指定し、また、県より紹介される取り組み事例などを参考に指定施設を増やすよう推進する必要がある。	●高齢者や障害者などの避難生活に配慮した福祉避難所を指定し、また、県より紹介される取り組み事例などを参考に指定施設を増やすよう推進する。【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーション】				
(平時からの連携体制構築)	(平時からの連携体制構築)				

<p>●在宅医療・介護連携や生活支援など、災害時においても関係者が必要な連携を円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する必要がある。</p>	<p>●在宅医療・介護連携や生活支援など、災害時においても関係者が必要な連携を円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する。【保険医療・福祉】</p>	福祉避難所数	4 施設	4 施設	<p>世羅町高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画 世羅町第2次障害者基本計画及び第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画</p>
(浄化槽対策)	(浄化槽対策)				
<p>●広島県などからの助言を基に、災害廃棄物を迅速かつ適正に実施できる体制を整備する必要がある。(再掲)</p>	<p>●広島県などからの助言を基に、災害廃棄物を迅速かつ適正に実施できる体制を整備する。(再掲)【環境】</p>				
<p>●県や指定検査機関などと連携した浄化槽台帳の精度向上を図り、県の技術的な支援・助言を受けながら浄化槽台帳の整備などを着実に行う必要がある。(再掲)</p>	<p>●県や指定検査機関などと連携した浄化槽台帳の精度向上を図り、県の技術的な支援・助言を受けながら浄化槽台帳の整備などを着実に行う。(再掲)【環境】</p>	<p>県統一の浄化槽台帳の整備(再掲)</p>	未整備	整備	<p>世羅町污水処理施設整備構想 世羅町一般廃棄物処理基本計画</p>
(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)				
<p>●下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策及びハード・ソフトによる総合的な浸水対策などの取り組みについて県の支援・助言を受け行う必要がある。(再掲)</p>	<p>●下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策及びハード・ソフトによる総合的な浸水対策などの取り組みについて県の支援・助言を受け行う。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教育等】</p>				<p>世羅町污水処理施設整備構想</p>

<p>●災害の想定を常に見直し、豪雨災害対応を踏まえた「業務継続計画（BCP）」の見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る必要がある。（再掲）</p>	<p>●災害の想定を常に見直し、豪雨災害対応を踏まえた「業務継続計画（BCP）」の見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。（再掲）【行政機能／警察・消防／防災教育等】</p>				
<p>(遺体への適切な対応)</p>	<p>(遺体への適切な対応)</p>				
<p>●広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所として単独目的の施設確保について、広島県や世羅警察署などと連携する必要がある。（再掲）</p>	<p>●広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所として単独目的の施設確保について、広島県や世羅警察署などと連携する。（再掲）【行政機能／警察・消防／防災教育等】</p>				<p>世羅町地域防災計画（基本編）</p>
<p>●広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計画」に基づき、火葬場に関する情報を迅速に入手するなど、引き続き広域火葬体制の整備を推進するとともに、火葬場の機能保全のため、施設の老朽化対策を実施する必要がある。</p>	<p>●広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計画」に基づき、火葬場に関する情報を迅速に入手するなど、引き続き広域火葬体制の整備を推進するとともに、火葬場の機能保全のため、施設の老朽化対策を実施する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】</p>				
<p>(特定動物や被災動物への対応)</p>	<p>(特定動物や被災動物への対応)</p>				
<p>●放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導などを実施できるように、引き続き災害時の被災動物などへの対応体制を整備する必要がある。</p>	<p>●放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導などを実施できるように、引き続き災害時の被災動物などへの対応体制を整備する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】</p>				

●ペットの同伴避難などについて、県、獣医師会及び動物愛護団体などと検討を進めていく必要がある。	●ペットの同伴避難などについて、県、獣医師会及び動物愛護団体などと検討を進めていく。【行政機能／警察・消防／防災教育等】				世羅町地域防災計画（基本編）
---	--	--	--	--	----------------

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(庁舎の耐震化)	(庁舎の耐震化)				
●町有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取り組みなどに基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る必要がある。(再掲)	●町有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取り組みなどに基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る。(再掲)【行政機能／警察・消防／防災教育等】【住宅・都市】【保健医療・福祉】				世羅町公共施設等総合管理計画 世羅町役場本庁舎個別施設計画
(執務環境、実施体制の維持確保)	(執務環境、実施体制の維持確保)				
●各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取り組みや非常用発電設備、災害時の補助電源に活用できる蓄電システムの整備の検討を行う必要がある。	●各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取り組みや非常用発電設備、災害時の補助電源に活用できる蓄電システムの整備の検討を行う。【行政機能／警察・消防／防災教育等】【産業構造】				世羅町地域防災計画（基本編）
●大規模災害発生時に、避難所などの防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギーなどの導入を推進する必要がある。(再掲)	●大規模災害発生時に、避難所などの防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギーなどの導入を推進する。(再掲)【住宅・都市】				

●庁舎内のネットワーク機器の移設・更新などを検討する必要がある。	●庁舎内のネットワーク機器の移設・更新などを検討する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】【官民連携】				
(危機管理体制の維持・強化)	(危機管理体制の維持・強化)				
●町の災害時の対処能力の向上を図るため、関係機関などと連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを執行する必要がある。(再掲)	●町の災害時の対処能力の向上を図るため、関係機関などと連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを執行する。(再掲)【行政機能／警察・消防／防災教育等】【官民連携】【リスクコミュニケーション】【人材育成】				世羅町地域防災計画(基本編)
●災害時の対処能力の向上を図るため、県の作成するチェックリストを参考に、初動応急対応に必要な災害対策運営要領などのマニュアル類の整備・改定を実施する必要がある。	●災害時の対処能力の向上を図るため、県の作成するチェックリストを参考に、初動応急対応に必要な災害対策運営要領などのマニュアル類の整備・改定を実施する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】【人材育成】				世羅町地域防災計画(基本編)
●世羅町で策定した「大規模地震時の業務継続計画(BCP)」及び「計画に基づくマニュアル」の定期的な見直しを行う必要がある。	●世羅町で策定した「大規模地震時の業務継続計画(BCP)」及び「計画に基づくマニュアル」の定期的な見直しを行う。【行政機能／警察・消防／防災教育等】				世羅町地域防災計画(震災対策編)
●平成27年5月に国が示した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」などを活用して、「業務継続計画(BCP)」の定期的な見直しを行う必要がある。	●平成27年5月に国が示した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」などを活用して、「業務継続計画(BCP)」の定期的な見直しを行う。【行政機能／警察・消防／防災教育等】				世羅町地域防災計画(震災対策編)

【参考】「起きてはならない最悪の事態」
 (リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価

●災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源について、72時間稼働の確保と浸水・地震対策の整備を促進する必要がある。	●災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源について、72時間稼働の確保と浸水・地震対策の整備を促進する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】				世羅町地域防災計画（基本編）
(広域応援体制の構築)	(広域応援体制の構築)				
●市町を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるため、引き続き備後圏域の市町との連絡調整や被災者の状況把握などの仕組みを推進する必要がある。	●市町を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるため、引き続き備後圏域の市町との連絡調整や被災者の状況把握などの仕組みを推進する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】				世羅町地域防災計画（基本編）
●県から医療職、技術職などの職員の人的応援を受ける必要がある。	●県から医療職、技術職などの職員の人的応援を受ける。【行政機能／警察・消防／防災教育等】				
●災害の状況に応じて、県から、情報連絡を行う職員が派遣されるため、支援を受ける体制を整備する必要がある。	●災害の状況に応じて、県から、情報連絡を行う職員が派遣されるため、支援を受ける体制を整備する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】	防災時受援計画の策定	未策定	策定	世羅町地域防災計画（基本編）

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(庁舎の非常用電源の確保)	(庁舎の非常用電源の確保)				

●各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取り組みや非常用発電設備、災害時の補助電源に活用できる蓄電システムの整備の検討を行う必要がある。(再掲)	●各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取り組みや非常用発電設備、災害時の補助電源に活用できる蓄電システムの整備の検討を行う。(再掲)【行政機能／警察・消防／防災教育等】 【産業構造】				世羅町地域防災計画(基本編)
●大規模災害発生時に、避難所などの防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギーなどの導入を推進する必要がある。(再掲)	●大規模災害発生時に、避難所などの防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギーなどの導入を推進する。(再掲)【住宅・都市】				
(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)	(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)				
●防災情報の伝達手段である防災行政無線の設置戸数を向上させるため、広報活動を継続する必要がある。	●防災情報の伝達手段である防災行政無線の設置戸数を向上させるため、広報活動を継続する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】【情報通信】	防災行政無線設置戸数	5,400 世帯	5,495 世帯	世羅町第2次長期総合計画後期基本計画
●防災情報の伝達手段として、ケーブルテレビや防災情報メールによる防災関連情報の伝達の向上に取り組む必要がある。	●防災情報の伝達手段として、ケーブルテレビや防災情報メールによる防災関連情報の伝達の向上に取り組みます。【行政機能／警察・消防／防災教育等】【交通・物流】				
●迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を行うため、超高速インターネットアクセスが可能となる高速大容量通信網を整備する必要がある。	●迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を行うため、超高速インターネットアクセスが可能となる高速大容量通信網を整備する。【行政機能／警察・消防／防災教育等】【情報通信】				
4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画

			(R元年度)	(R7年度)	
(自助・共助の取り組み強化)	(自助・共助の取り組み強化)				
● 現行の「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画」の計画期間が令和2年度末で終了することから、次期行動計画(計画期間: R3~7)の策定に合わせ、町においても施策を検討し、自助・共助の取り組みの推進を図る必要がある。	● 現行の「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画」の計画期間が令和2年度末で終了することから、次期行動計画(計画期間: R3~7)の策定に合わせ、町においても施策を検討し、自助・共助の取り組みの推進を図る。【行政機能/警察・消防/防災教育等】【情報通信】				世羅町地域防災計画(基本編)
(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)	(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)				
● 防災情報の伝達手段である防災行政無線の設置戸数を向上させるため、広報活動を継続する必要がある。(再掲)	● 防災情報の伝達手段である防災行政無線の設置戸数を向上させるため、広報活動を継続する。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教育等】【情報通信】	防災行政無線置戸数(再掲)	5,400 世帯	5,495 世帯	世羅町第2次長期総合計画後期基本計画
● 防災情報の伝達手段として、ケーブルテレビや防災情報メールによる防災関連情報の伝達の向上に取り組む必要がある。(再掲)	● 防災情報の伝達手段として、ケーブルテレビや防災情報メールによる防災関連情報の伝達の向上に取り組みます。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教育等】【交通・物流】				世羅町地域防災計画(震災対策編)
● 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を行うため、超高速インターネットアクセスが可能となる高速大容量通信網を整備する必要がある。(再掲)	● 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を行うため、超高速インターネットアクセスが可能となる高速大容量通信網を整備する。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教育等】【情報通信】				
(災害対処能力の向上)	(災害対処能力の向上)				

●災害時などに関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースを確保する必要がある。(再掲)	●災害時などに関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースを確保する。(再掲)【行政機能／警察・消防／防災教育等】				世羅町地域防災計画(基本編)
(要配慮者に対する支援)	(要配慮者に対する支援)				
●要配慮者に対する避難支援体制の整備などのため、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の策定を推進する必要がある。	●要配慮者に対する避難支援体制の整備などのため、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の策定を推進する。【保健医療・福祉】				
●社会福祉施設などの要配慮者の避難先の確保などのため、引き続き関係団体との連携を促進する必要がある。	●社会福祉施設などの要配慮者の避難先の確保などのため、引き続き関係団体との連携を促進する。【保健医療・福祉】				
●高齢者や障害者などの避難生活に配慮した福祉避難所を指定し、また、県より紹介される取り組み事例などを参考に指定施設を増やすよう推進する必要がある。(再掲)	●高齢者や障害者などの避難生活に配慮した福祉避難所を指定し、また、県より紹介される取り組み事例などを参考に指定施設を増やすよう推進する。(再掲)【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーション】				
(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)				
●防災リーダー養成及び技能向上に引き続き県と連携して取り組み、自主防災組織の活性化や設立の促進を図る必要がある。(再掲)	●防災リーダー養成及び技能向上に引き続き県と連携して取り組み、自主防災組織の活性化や設立の促進を図る。(再掲)【行政機能／警察・消防／防災教育等】【リスクコミュニケーション】【人材育成】	自主防災組織の組織率(再掲)	72%	100%	世羅町第2次長期総合計画後期基本計画

【参考】「起きてはならない最悪の事態」
 (リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価

<p>●県と連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する必要がある。(再掲)</p>	<p>●県と連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。(再掲)【リスクコミュニケーション】【人材育成】</p>	<p>自主防災組織の組織率(再掲)</p>	<p>72%</p>	<p>100%</p>	<p>世羅町第2次長期総合計画後期基本計画</p>
---	--	-----------------------	------------	-------------	---------------------------

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
<p>(事業継続の取り組みの推進)</p>	<p>(事業継続の取り組みの推進)</p>				
<p>●地震などによる業務中断の影響の事例なども踏まえながら、商工会と連携し中小企業などを対象に、「事業継続力強化計画」策定を普及啓発していく必要がある。</p>	<p>●地震などによる業務中断の影響の事例なども踏まえながら、商工会と連携し中小企業などを対象に、「事業継続力強化計画」策定を普及啓発していく。【住宅・都市】【産業構造】【交通・物流】【官民連携】</p>				
<p>(陸上交通網の確保)</p>	<p>(陸上交通網の確保)</p>				
<p>●災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークにおける法面对策や橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する必要がある。(再掲)</p>	<p>●災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークにおける法面对策や橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。(再掲)【交通・物流】</p>	<p>健全度Ⅲ以上の橋梁・トンネルの箇所数(再掲)</p>	<p>橋梁 23 橋 トンネル 2 本</p>	<p>橋梁 5 橋 トンネル 0 本</p>	<p>世羅町道路整備計画 世羅町橋梁維持管理基本計画 世羅町トンネル長寿命化修繕計画</p>
<p>●陸上輸送が機能しない場合には、ヘリポートを活用しながら、ヘリコプターによる災害応急対策活動を行う必要がある。(再掲)</p>	<p>●陸上輸送が機能しない場合には、ヘリポートを活用しながら、ヘリコプターによる災害応急対策活動を行う。(再掲)【交通・物流】</p>				<p>世羅町地域防災計画(基本編)</p>

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(有害物質流出対策)	(有害物質流出対策)				
●広島県が実施する水質汚濁防止法に基づく点検業務などに協力することにより、有害物質の流出防止対策を推進する必要がある。	●広島県が実施する水質汚濁防止法に基づく点検業務などに協力することにより、有害物質の流出防止対策を推進する。【環境】				
●汚染事故の発生に際しては、「広島県危機対策運営要領」(水質汚染事故、大気汚染事故)により、速やかに消防・県などの関係機関と連携し、的確な対応を実施する必要がある。	●汚染事故の発生に際しては、「広島県危機対策運営要領」(水質汚染事故、大気汚染事故)により、速やかに消防・県などの関係機関と連携し、的確な対応を実施する。【環境】				
●P R T R法(化学物質排出把握管理促進法)により、各事業所からの化学物質の排出量などを把握する必要がある。	●P R T R法(化学物質排出把握管理促進法)により、各事業所からの化学物質の排出量などを把握する。【環境】				
●災害時に有害な化学物質などが流出した場合は、広島県などと連携して、環境影響の有無を把握するとともに、速やかな公表に協力する必要がある。	●災害時に有害な化学物質などが流出した場合は、広島県などと連携して、環境影響の有無を把握するとともに、速やかな公表に協力する。【環境】				

5-3 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(災害に強いインフラ整備)	(災害に強いインフラ整備)				

<p>●災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークにおける法面对策や橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進する必要がある。(再掲)</p>	<p>●災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークにおける法面对策や橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進する。(再掲)【交通・物流】</p>	<p>健全度Ⅲ以上の橋梁・トンネルの箇所数(再掲)</p>	<p>橋梁 23 橋 トンネル 2 本</p>	<p>橋梁 5 橋 トンネル 0 本</p>	<p>世羅町道路整備計画 世羅町橋梁維持管理基本計画 世羅町トンネル長寿命化修繕計画</p>
<p>●緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する必要がある。(再掲)</p>	<p>●緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。(再掲)【住宅・都市】</p>				
<p>●県が新たに策定する「ひろしま砂防アクションプラン 2021」に基づき、国及び県の事業と連携を図りながら、ハード・ソフト対策が一体となった土砂災害対策を推進する必要がある。(再掲)</p>	<p>●県が新たに策定する「ひろしま砂防アクションプラン 2021」に基づき、国及び県の事業と連携を図りながら、ハード・ソフト対策が一体となった土砂災害対策を推進する。(再掲)【町域保全】</p>				
<p>(公共土木施設などの老朽化対策)</p>	<p>(公共土木施設などの老朽化対策)</p>				
<p>●個別施設計画に基づき、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取り組みを推進する必要がある。(再掲)</p>	<p>●個別施設計画に基づき、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取り組みを推進する。(再掲)【老朽化対策】</p>				
<p>●維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントを推進する必要がある。(再掲)</p>	<p>●維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントを推進する。(再掲)【老朽化対策】</p>				

5-4 食料等の安定供給の停滞					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(民間事業者などとの応援協定の締結)	(民間事業者などとの応援協定の締結)				
●災害時には、交通機関の途絶などにより生活関連商品などの確保が困難になることが予想されるため、県や備後圏域の自治体と締結している災害時相互応援に関する協定に基づき、生活関連商品などを安定確保する必要がある。(再掲)	●災害時には、交通機関の途絶などにより生活関連商品などの確保が困難になることが予想されるため、県や備後圏域の自治体と締結している災害時相互応援に関する協定に基づき、生活関連商品などを安定確保する。(再掲) 【行政機能／警察・消防／防災教育等】【交通・物流】【官民連携】				世羅町地域防災計画(基本編)
●災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体などと災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業などに対し災害時の物資供給体制の確保などについて引き続き働きかけを行う必要がある。(再掲)	●災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体などと災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業などに対し災害時の物資供給体制の確保などについて引き続き働きかけを行う。(再掲) 【行政機能／警察・消防／防災教育等】【産業構造】【官民連携】				世羅町地域防災計画(基本編)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(再生可能エネルギーの導入促進)	(再生可能エネルギーの導入促進)				
●大規模災害発生時に、避難所などの防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギーなどの導入を推進する必要がある。(再掲)	●大規模災害発生時に、避難所などの防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギーなどの導入を推進する。(再掲) 【住宅・都市】				

【参考】「起きてはならない最悪の事態」
 (リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(水道管の耐震化など供給体制の強化)	(水道管の耐震化など供給体制の強化)				
●町内の水道事業者などに対し、耐震化計画を策定し、耐震化を推進することなどについて、引き続き指導・助言を行う必要がある。また、広島県水道広域連携が予定されているため、全体として強化されるように、地域に応じた危機管理体制の維持を推進する必要がある。(再掲)	●町内の水道事業者などに対し、耐震化計画を策定し、耐震化を推進することなどについて、引き続き指導・助言を行う。また、広島県水道広域連携が予定されているため、全体として強化されるように、地域に応じた危機管理体制の維持を推進する。(再掲)【住宅・都市】				世羅町水道ビジョン
●水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため計画的に更新・耐震化を推進するとともに、県が策定した「広島県水道広域連携推進方針」(令和2年6月)に基づき、事業計画を策定し、着実な取り組みを進めていく必要がある。(再掲)	●水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため計画的に更新・耐震化を推進するとともに、県が策定した「広島県水道広域連携推進方針」(令和2年6月)に基づき、事業計画を策定し、着実な取り組みを進めていく。(再掲)【住宅・都市】				世羅町水道ビジョン

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)				

●下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策及びハード・ソフトによる総合的な浸水対策などの取り組みについて県の支援・助言を受け行う必要がある。(再掲)	●下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策及びハード・ソフトによる総合的な浸水対策などの取り組みについて県の支援・助言を受け行う。(再掲) 【行政機能/警察・消防/防災教育等】				世羅町污水处理施設整備構想
●災害の想定を常に見直し、豪雨災害対応を踏まえた「業務継続計画(BCP)」の見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る必要がある。(再掲)	●災害の想定を常に見直し、豪雨災害対応を踏まえた「業務継続計画(BCP)」の見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。(再掲) 【行政機能/警察・消防/防災教育等】				世羅町污水处理施設整備構想
(浄化槽対策)	(浄化槽対策)				
●広島県などからの助言を基に、災害廃棄物を迅速かつ適正に実施できる体制を整備する必要がある。(再掲)	●広島県などからの助言を基に、災害廃棄物を迅速かつ適正に実施できる体制を整備する。(再掲) 【環境】				世羅町災害廃棄物処理計画
●県や指定検査機関などと連携した浄化槽台帳の精度向上を図り、県の技術的な支援・助言を受けながら浄化槽台帳の整備などを着実にを行う必要がある。(再掲)	●県や指定検査機関などと連携した浄化槽台帳の精度向上を図り、県の技術的な支援・助言を受けながら浄化槽台帳の整備などを着実にを行う。(再掲) 【環境】	県統一の浄化槽台帳の整備(再掲)	未整備	整備	世羅町污水处理施設整備構想 世羅町一般廃棄物処理基本計画
(災害廃棄物処理計画に基づく対応)	(災害廃棄物処理計画に基づく対応)				

【参考】「起きてはならない最悪の事態」
 (リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価

<p>●「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)、「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年5月)、「世羅町災害廃棄物処理計画」(令和2年3月)を基に、県が開催する研修・図上訓練に継続的に参加するとともに、処理計画を必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が行われるよう取り組む必要がある。(再掲)</p>	<p>●「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)、「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年5月)、「世羅町災害廃棄物処理計画」(令和2年3月)を基に、県が開催する研修・図上訓練に継続的に参加するとともに、処理計画を必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が行われるよう取り組む。(再掲)【環境】【人材育成】</p>				<p>世羅町災害廃棄物処理計画</p>
--	---	--	--	--	---------------------

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(災害に強いインフラ整備)	(災害に強いインフラ整備)				
<p>●災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークにおける法面对策や橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する必要がある。(再掲)</p>	<p>●災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークにおける法面对策や橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。(再掲)【交通・物流】</p>	<p>健全度Ⅲ以上の橋梁・トンネルの箇所数(再掲)</p>	<p>橋梁23橋 トンネル2本</p>	<p>橋梁5橋 トンネル0本</p>	<p>世羅町道路整備計画 世羅町橋梁維持管理基本計画 世羅町トンネル長寿命化修繕計画</p>
<p>●緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する必要がある。(再掲)</p>	<p>●緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。(再掲)【住宅・都市】</p>				<p>世羅町道路整備計画</p>
<p>●県が新たに策定する「ひろしま砂防アクションプラン2021」に基づき、国及び県の直轄事業と連携を図りながら、ハード・ソフト対策が一体となった土砂災害対策を推進する必要がある。(再掲)</p>	<p>●県が新たに策定する「ひろしま砂防アクションプラン2021」に基づき、国及び県の直轄事業と連携を図りながら、ハード・ソフト対策が一体となつ</p>				<p>世羅町道路整備計画</p>

【参考】「起きてはならない最悪の事態」
 (リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価

	た土砂災害対策を推進する。(再掲) 【町域保全】				
(公共土木施設などの老朽化対策)	(公共土木施設などの老朽化対策)				
●個別施設計画に基づき、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取り組みを推進する必要がある。(再掲)	●個別施設計画に基づき、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取り組みを推進する。(再掲)【老朽化対策】				
●維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントを推進する必要がある。(再掲)	●維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントを推進する。(再掲)【老朽化対策】				
(緊急輸送体制の整備)	(緊急輸送体制の整備)				
●バス事業者とタクシー事業者との提携による災害時の人員の輸送体制の充実を図る必要がある。	●バス事業者とタクシー事業者との提携による災害時の人員の輸送体制の充実を図る。【交通・物流】				
●広域かつ影響が長期にわたる災害においては、道路管理者などとの連携により、町民の通勤・通学などの移動手段の確保を図る必要がある。	●広域かつ影響が長期にわたる災害においては、道路管理者などとの連携により、町民の通勤・通学などの移動手段の確保を図る。【交通・物流】				

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(公共土木施設などの老朽化対策)	(公共土木施設などの老朽化対策)				

【参考】「起きてはならない最悪の事態」
 (リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価

●個別施設計画に基づき、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取り組みを推進する必要がある。(再掲)	●個別施設計画に基づき、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取り組みを推進する。(再掲)【老朽化対策】				
●維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントを推進する必要がある。(再掲)	●維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントを推進する。(再掲)【老朽化対策】				

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による死傷者の発生

脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)	(装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)				
●消防団及び三原市消防北部分署については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関の応援・受援や緊急消防援助隊からの受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防相互応援協定の締結や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う必要がある。(再掲)	●消防団及び三原市消防北部分署については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関の応援・受援や緊急消防援助隊からの受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防相互応援協定の締結や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教育等】【人材育成】				世羅町地域防災計画(基本編)

●町の災害時の対処能力の向上を図るため、関係機関などと連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを執行する必要がある。(再掲)	●町の災害時の対処能力の向上を図るため、関係機関などと連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを執行する。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教育等】【官民連携】【リスクコミュニケーション】【人材育成】				世羅町地域防災計画(基本編)
(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)				
●消防団については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、消防団応援店事業の広報など、地域で消防団を支える機運の醸成に取り組む必要がある。(再掲)	●消防団については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、消防団応援店事業の広報など、地域で消防団を支える機運の醸成に取り組む。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教育等】	消防団員数(再掲)	645人 (R3.1.1)	650人	世羅町第2次長期総合計画後期基本計画
●三原市消防本部や自主防災組織などと連携した活動の推進により災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲)	●三原市消防本部や自主防災組織などと連携した活動の推進により災害対応能力の向上を図る。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】【人材育成】				
●防災リーダー養成及び技能向上に引き続き県と連携して取り組み、自主防災組織の活性化や設立の促進を図る必要がある。(再掲)	●防災リーダー養成及び技能向上に引き続き県と連携して取り組み、自主防災組織の活性化や設立の促進を図る。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】【人材育成】	自主防災組織の組織率(再掲)	72%	100%	世羅町第2次長期総合計画後期基本計画
●県と連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する必要がある。(再掲)	●県と連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。	自主防災組織の組織率(再掲)	72%	100%	世羅町第2次長期総合計画後期基本計画

【参考】「起きてはならない最悪の事態」
 (リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価

	(再掲) 【リスクコミュニケーション】 【人材育成】				
(市街地での防災機能の確保等)	(市街地での防災機能の確保等)				
●地震・火災などの災害時に、避難路などの適正な配置及び整備を推進する必要がある。(再掲)	●地震・火災などの災害時に、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。【住宅・都市】				世羅町道路整備計画 世羅町耐震改修促進計画 世羅町通学路交通安全プログラム

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(住宅・建築物などの耐震化)	(住宅・建築物などの耐震化)				
●大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生する恐れがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物について耐震化を促進する必要がある。(再掲)	●大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生する恐れがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物について耐震化を促進する。(再掲) 【住宅・都市】				世羅町耐震改修促進計画
●町、県及び関係団体などが連携して、町内の住宅・建築物の耐震化を計画的に促進する必要がある。(再掲)	●町、県及び関係団体などが連携して、町内の住宅・建築物の耐震化を計画的に促進する。(再掲) 【住宅・都市】				世羅町耐震改修促進計画
(既存建築物の総合的な安全対策)	(既存建築物の総合的な安全対策)				

【参考】「起きてはならない最悪の事態」
 (リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価

<p>●既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀などの安全対策、屋外広告物などの落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止などの取り組みを県と連携を図りながら推進する必要がある。(再掲)</p>	<p>●既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀などの安全対策、屋外広告物などの落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止などの取り組みを県と連携を図りながら推進する。(再掲) 【住宅・都市】</p>				<p>世羅町耐震改修促進計画</p>
--	---	--	--	--	--------------------

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(治山施設の整備)	(治山施設の整備)				
<p>●人的被害の発生を防ぐため、地域からの情報や点検などにより山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握に努め、事業主体である広島県と連携を図り、治山施設の効果的な配置について早期事業化に取り組んでいく必要がある。(再掲)</p>	<p>●人的被害の発生を防ぐため、地域からの情報や点検などにより山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握に努め、事業主体である広島県と連携を図り、治山施設の効果的な配置について早期事業化に取り組んでいく。(再掲) 【産業構造】 【町域保全】</p>				<p>世羅町森林整備計画</p>
(農業用ため池、水利施設の老朽化対策)	(農業用ため池、水利施設の老朽化対策)				
<p>●地域住民の避難行動などによる被害の軽減につなげるため、ため池ハザードマップの作成と公表を推進する必要がある。</p>	<p>●地域住民の避難行動などによる被害の軽減につなげるため、ため池ハザードマップの作成と公表を推進する。 【行政機能/警察・消防/防災教育等】 【リスクコミュニケーション】</p>				

【参考】「起きてはならない最悪の事態」
 (リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価

●農業用ため池が利用されず放置されている箇所も増加していることから、届出を通じて、利用の実態や管理者を把握するとともに、決壊した場合の被害の大きさや施設の健全度を踏まえ、優先度の高い箇所に対する補修・改修、並びに廃止工事を実施する必要がある。	●農業用ため池が利用されず放置されている箇所も増加していることから、届出を通じて、利用の実態や管理者を把握するとともに、決壊した場合の被害の大きさや施設の健全度を踏まえ、優先度の高い箇所に対する補修・改修、並びに廃止工事を実施する。【土地利用】【老朽化対策】	農業用ため池届出率	77%	90%	
●定期的な点検や管理体制の強化に向けた支援により、危険な状態を早期に把握する体制を整備する必要がある。	●定期的な点検や管理体制の強化に向けた支援により、危険な状態を早期に把握する体制を整備する。【産業構造】【町域保全】【老朽化対策】				
●水利施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する必要がある。	●水利施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。【老朽化対策】				
(地すべり防止施設、集落排水施設、農道の老朽化対策)	(地すべり防止施設、集落排水施設、農道の老朽化対策)				
●地すべり防止施設は、事業主体である県と連携し、地すべり防止施設の保全に取り組む必要がある。	●地すべり防止施設は、事業主体である県と連携し、地すべり防止施設の保全に取り組む。【町域保全】				
●集落排水施設は、適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを実施する必要がある。	●集落排水施設は、適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを実施する。【産業構造】【町域保全】【老朽化対策】				小国地区農業集落排水処理施設最適化構想
●関係受益者の適切な維持管理や点検を通じ、農道施設の保全支援に取り組む必要がある。	●関係受益者の適切な維持管理や点検を通じ、農道施設の保全支援に取り組む。【町域保全】				

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画

【参考】「起きてはならない最悪の事態」
 (リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価

(有害物質流出対策)	(有害物質流出対策)				
●広島県が実施する水質汚濁防止法に基づく点検業務などに協力することにより、有害物質の流出防止対策を推進する必要がある。(再掲)	●広島県が実施する水質汚濁防止法に基づく点検業務などに協力することにより、有害物質の流出防止対策を推進する。(再掲)【環境】				
●汚染事故の発生に際しては、「広島県危機対策運営要領」(水質汚染事故、大気汚染事故)により、速やかに消防・県などの関係機関と連携し、的確な対応を実施する必要がある。(再掲)	●汚染事故の発生に際しては、「広島県危機対策運営要領」(水質汚染事故、大気汚染事故)により、速やかに消防・県などの関係機関と連携し、的確な対応を実施する。(再掲)【環境】				
●PRTR法(化学物質排出把握管理促進法)により、各事業所からの化学物質の排出量などを把握する必要がある。(再掲)	●PRTR法(化学物質排出把握管理促進法)により、各事業所からの化学物質の排出量などを把握する。(再掲)【環境】				
●災害時に有害な化学物質などが流出した場合は、広島県などと連携して、環境影響の有無を把握するとともに、速やかな公表に協力する必要がある。(再掲)	●災害時に有害な化学物質などが流出した場合は、広島県などと連携して、環境影響の有無を把握するとともに、速やかな公表に協力する。(再掲)【環境】				
●広島県が実施する毒物劇物製造施設などへの監視指導により、施設の耐震性の向上、危害防止規定の策定など防災体制の整備に協力する必要がある。	●広島県が実施する毒物劇物製造施設などへの監視指導により、施設の耐震性の向上、危害防止規定の策定など防災体制の整備に協力する。【環境】				

7-5 農地・森林等の被害による町土の荒廃					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(農地・森林などの保全の取り組み)	(農地・森林などの保全の取り組み)				

【参考】「起きてはならない最悪の事態」
 (リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価

<p>●農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策などを推進する必要がある。</p>	<p>●農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策などを推進する。【産業構造】【町域保全】【環境】【土地利用(国土利用)】</p>				<p>世羅町農業振興ビジョン 世羅町鳥獣害防止計画</p>
<p>●公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、町民生活に影響の大きい森林を整備する必要がある。また、放置された里山林の整備については、地域住民などによる主体的・継続的な森林保全活動を支援し、町民参加の森づくりを推進する必要がある。</p>	<p>●公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、町民生活に影響の大きい森林を整備する。また、放置された里山林の整備については、地域住民などによる主体的・継続的な森林保全活動を支援し、町民参加の森づくりを推進する。【環境】【町域保全】【土地利用(国土利用)】</p>				<p>世羅町森林整備計画</p>

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(災害廃棄物処理計画に基づく対応)	(災害廃棄物処理計画に基づく対応)				
<p>●「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)、「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年5月)、「世羅町災害廃棄物処理計画」(令和2年3月)を基に、県が開催する研修・図上訓練に継続的に参加するとともに、処理計画を必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が行われるよう取り組む必要がある。(再掲)</p>	<p>●「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)、「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年5月)、「世羅町災害廃棄物処理計画」(令和2年3月)を基に、県が開催する研修・図上訓練に継続的に参加するとともに、処理計画を必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が行われるよう取り組む。(再掲)【環境】【人材育成】</p>				<p>世羅町災害廃棄物処理計画</p>

8-2 復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(建設業の担い手確保)	(建設業の担い手確保)				
<p>●建設産業は災害など発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と安全安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取り組みなどを実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を推進する必要がある。</p>	<p>●建設産業は災害など発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と安全安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取り組みなどを実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を推進する。【産業構造】【官民連携】</p>				
(建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備)	(建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備)				
<p>●耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取り組みを推進する必要がある。(再掲)</p>	<p>●耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取り組みを推進する。(再掲)【住宅・都市】【人材育成】</p>				世羅町耐震改修促進計画
<p>●関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時の連絡体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の技術などの向上のための講習会などの受講、被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取り組みを推進する必要がある。</p>	<p>●関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時の連絡体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の技術などの向上のための講習会などの受講、被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取り組みを推進する。【住宅・都市】【人材育成】</p>				

【参考】「起きてはならない最悪の事態」
 (リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価

<p>●余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止する観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援体制の整備など、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努める必要がある。</p>	<p>●余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止する観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援体制の整備など、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努める。【土地利用(国土利用)】</p>				
(地籍調査の推進)	(地籍調査の推進)				
<p>●災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要なため、地籍調査を推進する必要がある。</p>	<p>●災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要なため、地籍調査を推進する。【町域保全】</p>	地籍調査(現地調査)進捗率	96%	98%	

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)				
<p>●防災リーダー養成及び技能向上に引き続き県と連携して取り組み、自主防災組織の活性化や設立の促進を図る必要がある。(再掲)</p>	<p>●防災リーダー養成及び技能向上に引き続き県と連携して取り組み、自主防災組織の活性化や設立の促進を図る。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】【人材育成】</p>	自主防災組織の組織率(再掲)	72%	100%	世羅町第2次長期総合計画後期基本計画

● 県と連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する必要がある。(再掲)	● 県と連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。 (再掲)【リスクコミュニケーション】【人材育成】	自主防災組織の組織率(再掲)	72%	100%	世羅町第2次長期総合計画後期基本計画
(自助・共助の取り組み強化)	(自助・共助の取り組み強化)				
● 防災リーダー養成及び技能向上に引き続き県と連携して取り組み、自主防災組織の活性化や設立の促進を図る必要がある。(再掲)	● 防災リーダー養成及び技能向上に引き続き県と連携して取り組み、自主防災組織の活性化や設立の促進を図る。 (再掲)【行政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】【人材育成】	自主防災組織の組織率(再掲)	72%	100%	世羅町第2次長期総合計画後期基本計画
(平時からの連携体制構築)	(平時からの連携体制構築)				
● 県と連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する必要がある。(再掲)	● 県と連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。 (再掲)【リスクコミュニケーション】【人材育成】	自主防災組織の組織率(再掲)	72%	100%	世羅町第2次長期総合計画後期基本計画
(市街地での防災機能の確保など)	(市街地での防災機能の確保など)				
● 地震・火災などの災害時に、避難路などの適正な配置及び整備を推進する必要がある。(再掲)	● 地震・火災などの災害時に、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。 (再掲)【住宅・都市】				世羅町道路整備計画 世羅町通学路交通安全プログラム
(被災者の住宅確保)	(被災者の住宅確保)				
● 町営住宅への一時入居体制を維持する必要がある。	● 町営住宅への一時入居体制を維持する。 【住宅・都市】				
(農地・森林などの保全の取り組み)	(農地・森林などの保全の取り組み)				

<p>●農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策などを推進する必要がある。(再掲)</p>	<p>●農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策などを推進する。(再掲)【産業構造】【町域保全】【環境】【土地利用(国土利用)】</p>				<p>世羅町農業振興ビジョン 世羅町鳥獣害防止計画</p>
<p>●公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、町民生活に影響の大きい森林を整備する必要がある。また、放置された里山林の整備については、地域住民などによる主体的・継続的な森林保全活動を支援し、町民参加の森づくりを推進する必要がある。(再掲)</p>	<p>●公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、町民生活に影響の大きい森林を整備する。また、放置された里山林の整備については、地域住民などによる主体的・継続的な森林保全活動を支援し、町民参加の森づくりを推進する。(再掲)【環境】【町域保全】【土地利用(国土利用)】</p>				<p>世羅町森林整備計画</p>
<p>(文化財の保護)</p>	<p>(文化財の保護)</p>				
<p>●災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、指定文化財の保存・活用のための耐震化を含む保存修理などを促す必要がある。</p>	<p>●災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、指定文化財の保存・活用のための耐震化を含む保存修理などを促す。【行政機能/警察・消防/防災教育等】</p>				<p>世羅町地域防災計画(基本編) 世羅町教育プラン</p>

8-4 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響					
脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	関係計画
<p>(正確な情報提供)</p>	<p>(正確な情報提供)</p>				
<p>●災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報などを収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供するように取り組む必要がある。</p>	<p>●災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報などを収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供するように取り組む。【産業構造】</p>				<p>世羅町地域防災計画(基本編)</p>

【参考】「起きてはならない最悪の事態」
 (リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価

(事業継続の取り組みの推進)	(事業継続の取り組みの推進)				
<p>●地震などによる業務中断の影響の事例なども踏まえながら、商工会と連携し中小企業などを対象に、「事業継続力強化計画」策定を普及啓発していく必要がある。(再掲)</p>	<p>●地震などによる業務中断の影響の事例なども踏まえながら、商工会と連携し中小企業などを対象に、「事業継続力強化計画」策定を普及啓発していく。(再掲)【住宅・都市】【産業構造】【交通・物流】【官民連携】</p>				

【用語集】

【あ】

液状化現象

地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象。

【か】

帰宅困難者

勤務先や外出先などにおいて地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった人々。

業務継続計画（BCP）

災害時に人、物、情報など利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定めた計画。「事業継続計画」、「BCP（Business Continuity Planの略）」ともいう。

緊急輸送道路

大規模な地震などの災害が発生した場合、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、国・県・市町村などが事前に指定する道路。

減災

災害時、被害を皆無にすることは不可能という前提に立ち、起こりうる被害を最低限にとどめ短期化しようとする防災の取組。

国土強靱化基本計画

国土強靱化基本法第10条に基づき、国土強靱化に関する国のほかの計画などの指針となるよう策定された計画。平成26年6月策定。

国土強靱化基本法

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の略称。国民の生命と財産を守るため、事前防災・減災の考え方に基づき、強くしなやかな国をつくる「国土強靱化」の総合的・計画的な実施を目的とする法律。平成25年12月に公布・施行。

国土強靱化地域計画

平成25年12月に公布・施行された国土強靱化基本法第13条に規定されているもので、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推

進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画などの指針となるべきものとして定めることができる。」とされている。

【さ】

災害廃棄物

地震や津波、洪水などの災害に伴って発生する廃棄物のこと。倒壊・破損した建物などがれきや木くず、コンクリートなどをいう。

災害廃棄物処理計画

災害により大量に生じる廃棄物などを迅速かつ適正に処理するため、必要な事項を定めたもの。

最大クラスの地震・津波

科学的知見に基づき想定される最大の地震・津波で、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらすものをいう。

サプライチェーン

製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称。

社会資本

道路、鉄道、港湾といった産業基盤や、住宅、公園、学校など生活基盤を形成する施設の総称。

自主防災組織

地域住民が自主的に連携して、平常時には防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、避難誘導、避難所への給水給食活動などの防災活動を行う組織。

消防団

消防署と共に火災や災害への対応、予防啓発活動等を行う、消防組織法に基づいた消防組織。

脆弱性（ぜいじゃくせい）

もろくて弱い性質または性格。

【た】

多重型道路ネットワーク

大規模災害等により道路が寸断された場合でも社会・経済活動への影響を最小限にとどめるよう代替経路の確保を目的とした道路ネットワーク。

地籍調査

主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。

土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、都道府県が土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査（基礎調査）して、都道府県知事が市町村長の意見を聞いたうえで指定する、土砂災害のおそれがある区域。

指定されると、市町村は地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされている。

【な】**二次災害**

災害や事故などが起こった際に、それに派生して起こる災害のこと。豪雨の後の土砂災害、地震の後の火災などをいう。

【は】**ハザードマップ**

自然災害による被害が予測される区域や災害の程度のほか、危険を回避するための避難場所、避難経路などの必要な防災情報を分かりやすく地図上に示したもの。

避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児などの防災施策において特に配慮を必要とする人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を必要とする人。

被災建築物応急危険度判定士

大地震での二次災害を防ぐため、被災した建物を調べ、余震による倒壊や部材の落下などの危険性を判定する専門家。（建築士などの資格を持つ人が一定の講習を受けることで県から認定される）

被災宅地危険度判定士

大規模な地震・大雨などで被害を受けた宅地を調査し、二次災害の危険度を判定する技術者。地方公共団体の要請に応じて、宅地の亀裂などの被害状況を調べる。

広島県災害時公衆衛生チーム

県内外の災害発生時に、被災者に対して、迅速かつ適切な公衆衛生の支援を行うためのチーム。現地ニーズ調査等を行う「調査班」、必要な医療を提供する「医療班」、心のケアや衛生管理等を担う「保健衛生班」から成り、被災者の多様で長期にわたる医療・健康ニーズに幅広く対応する。

福祉避難所

災害時に、一次避難所での避難生活が困難な、特別な支援を必要とする高齢者や障害者、妊婦などを対象に設けられる、市町村指定の二次避難所をいう。

防災拠点

地震等による大規模な災害が発生した場合に、被災地において、救援、救護等の災害応急復旧活動の拠点となる施設。

防災情報メール

防災対策に役立ててもらうため、登録者に気象や雨量など防災情報をメールで通知するもので、県や市町が実施している。

防災リーダー

災害に対する正しい知識や防災活動の技術を習得し、地域において自主的な防災活動を効果的に実践するために必要な調整や指導などを中心的に行う人。

【ま】**密集市街地**

老朽化した木造建築物が密集し、かつ公共施設（道路・公園・広場など）が十分に整備されていないため、地震や火災が発生した際に、延焼防止や避難のために必要な機能が確保されていない状況にある市街地。

【や】**要配慮者**

高齢者、障害者、乳幼児、妊婦など、災害時において特に配慮を要する人。

【ら】**ライフサイクルコスト**

公共土木施設において、調査、計画から設計、建設、運用、維持管理、更新、廃棄までの一連の過程を生涯と捉えてライフサイクルと呼び、この期間で必要なすべての費用をライフサイクルコスト（LCC）という。一般には、LCC＝初期建設費用（イニシャルコスト）＋維持管理・更新（廃棄）費用（ランニングコスト）で表される。

リスクシナリオ

基本目標や事前に備えるべき目標を達成できない状態を引き起こす、目標を妨げる事態。

リスクコミュニケーション

社会を取り巻くさまざまなリスクに関する情報や意見を、行政、専門家、企業、住民など関係者の間で相互に交換し、相互理解を深めること。

老朽空き家

不適正管理空き家のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある空き家。

【A～Z】**P F I**

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。これに類似した公共事業分野への民間参画の取組は世界各国においても行われており、PFI は「小さな政府」や「民営化」等行政財政改革の流れの一つとして捉えられる。

P P P

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶ。PFI は、PPP の代表的な手法の一つ。PPP の中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。